

平成26年第3回

定例会

せたな町議会会議録

(平成26年9月17日)

平成26年第3回せたな町議会定例会 第1号

平成26年9月17日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 2号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 3号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 8号 平成26年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 9号 せたな町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第10号 せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第11号 せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第12号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第13号 水産物保管冷蔵施設の無償貸付について
- 19 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 20 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 21 同意第 2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 22 同意第 3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 同意第 4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 24 報告第 1号 平成25年度健全化判断比率の報告について
- 25 報告第 2号 平成25年度公営企業資金不足比率の報告について
- 26 認定第 1号 平成25年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 27 認定第 2号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 28 認定第 3号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 29 認定第 4号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 30 認定第 5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 31 認定第 6号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 32 認定第 7号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について

- 33 認定第 8号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
 34 認定第 9号 平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
 35 認定第10号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
 36 認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算について

○出席議員（12名）

1番 奥村喜美男君	2番 本多浩君
3番 大野一男君	4番 内田尊之君
5番 熊野主税君	6番 石原広務君
7番 小平久君	8番 澤田光子君
9番 大湯圓郷君	10番 細川伸男君
11番 平澤等君	12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	榊田道廣君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	高田威君
税務課長	堂端重雄君
町民児童課長	中野真一君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	原田一美君
国保病院事務局長	小林安晴君
総務課まちづくり推進室長	黒澤智彦君
総務課長補佐	高橋純君

財 政 課 長 補 佐	神 田	昌 君
税 務 課 長 補 佐	横 川	忍 君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美 君
町民児童課長補佐	坂 谷	洋 二 君
保健福祉課長補佐	西 田	良 子 君
保健福祉課長補佐	元 島	敬 二 君
産業振興課長補佐	佐 藤	英 美 君
産業振興課長補佐	八 木	忠 義 君
産業振興課長補佐	渋 田	彰 人 君
建設水道課長補佐	松 本	健 裕 君
建設水道課長補佐	尊 保	和 仁 君
建設水道課長補佐	早 川	泰 二 君
出納室長補佐	関	功 悦 君
国保病院事務局次長	小 板 橋	司 君
総 務 課 主 幹	阪 井	世 紀 君
税 務 課 主 幹	佐々木	正 人 君
町民児童課主幹	濱 登	幸 恵 君
保健福祉課主幹	上 野	宏 行 君
地域包括支援センター所長	長 内	京 君
産業建設課主幹	三 浦	剛 大 君
産業建設課主幹	浜 高	正 明 君
農業センター副所長	沼 口	英 樹 君
建設水道課主幹	久 津 間	智 君
建設水道課主幹	上 田	一 男 君
建設水道課主幹	平 田	大 輔 君
国保病院事務局主幹	伊 勢	千 佳 子 君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	岡 崎	邦 三 郎 君
産 業 建 設 課 長	佐 野	英 也 君
地 域 町 民 課 長 補 佐	木 村	一 夫 君
地 域 町 民 課 長 補 佐	萩 原	勝 幸 君
産 業 建 設 課 長 補 佐	沖 崎	孝 純 君
産 業 建 設 課 長 補 佐	杉 村	彰 君
国保病院大成診療所事務長	古 守	幸 治 君
地 域 町 民 課 主 幹	中 川	讓 君
大成水産種苗育成センター主幹	栄 田	武 志 君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英	規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三	喜郎	君
大成教育事務所長	辻		雄	一	君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小	百合	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和	彦	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君
社会教育係長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書 記 次 長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木	正	則	君	
事 務 局 次 長	横	川	洋	二	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木	正	則	君	
事 務 局 次 長	横	川	洋	二	君
事 務 局 書 記	松	林		功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、平成26年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、5番、熊野主税議員、6番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月22日までの6日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月22日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

せたな町立国保病院医師の退職について申し上げます。現在、せたな町立国保病院嘱託内科医師としてご勤務していただいております遠藤芳夫先生が、平成26年9月30日付をもって退職することとなりましたのでご報告いたします。

遠藤先生は、平成 25 年 10 月に着任いただき、1 年間に亘り内科外来、入院患者、消化器検査、特老きたひやま荘の主治医として大変お世話になり、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

10 月以降の国保病院の内科外来につきましては、原田先生、小林先生の 2 人体制となることから 9 月 18 日より当面、午前診療のみとなりますが、救急患者等の受け入れは従来どおり対応することにしております。また、特老きたひやま荘は 9 月末から原田先生が主治医として対応することにしております。なお、現在、内科医が 2 人になったことから、医師紹介会社等を通じ、引き続き医師の確保に向け努力して参ります。

以上、医師の退職についてご報告申し上げます。

次に、職員の懲戒処分について申し上げます。今回処分した事案につきましては、平成 26 年度財政援助団体等監査において、教育委員会事務局所管の補助団体に対し監査が行われ、その下部団体において不適切な事務処理が発覚し、事務局を担当していた職員 1 名を懲戒処分としたところでございます。本事案につきましては、職務外のボランティアで行っている団体事務であるものの、不適切な処理により団体運営に支障をきたし、町民の信頼と町行政に対する不信感を招いたものであり 8 月 1 日付で懲戒処分を行ったものであります。処分者は、係長職で処分の内容は停職処分とし、8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 ケ月間といたしました。

今後、このようなことのないよう、綱紀肅正を徹底してまいります。

次に臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給状況についてご報告申し上げます。本年 4 月から消費税率の引き上げに伴い、低所得世帯や子育て世帯への経済的負担に配慮し、国が臨時的な給付措置として支給する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、当町では 6 月 1 日から申請受付を開始し 9 月 1 日をもって受付けを終了しましたので、9 月 10 日現在における支給状況についてご報告申し上げます。臨時福祉給付金の支給件数につきましては 1,436 件、支給人数は 2,186 人、支給額は 3,005 万 5,000 円で対象予定世帯に対する支給率は 84.7% でございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の支給件数は 439 件、支給人数は 724 人、支給額は 724 万円で対象予定世帯に対する支給率は 98.2% でございます。両交付金ともに、ほぼ対象世帯からの申請を受け付け支給されている状況でございます。

次に 8 月 5 日、19 日及び 22 日発生の大雨並びに 8 月 11 日発生 of 台風第 11 号による被害状況について報告いたします。詳細はお手元の資料になりますが、まず 8 月 5 日の大雨による被害につきましては、降水量は 47 ミリでありまして、北檜山区富里、愛知、共和地区において農業被害が発生し、80 万円の被害額となっております。

次に 8 月 19 日の大雨については降水量 79 ミリであり北檜山区若松地区において農業被害が発生し、7 万 8,000 円の被害額となっております。

更に 8 月 22 日には降水量 72 ミリの大雨により、大成区において町道の土木被害が発生し、100 万円の被害額が発生いたしました。

また 8 月 11 日の台風 11 号においては、最大風速 20.1 メートルの強風により、記載のとおり農業被害が 14 万 2,000 円、土木被害が 60 万円、衛生被害 225 万円で、被害総額が 299 万 2,000

千円となっております。これらの被害に関わる復旧経費であります。今定例会の補正予算で計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が、大雨と台風による被害状況報告でございます。

続きまして5番の工事発注状況について、それと6の町長、副町長の動向につきましては、お手元に配付してあります資料をご参照いただくことで、説明を省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭にするようお願いをいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

3番、大野一男議員。

○3番（大野一男君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、2問町長に質問をさせていただきます。

まず第1問目であります。産官学による科学的な海洋調査、研究を活かした漁業への取り組みについて、町長へ所見をお伺いいたします。近年の地球温暖化は、これまで例のない様々な気象現象をもたらしています。観測史上始めて以来の大雨を記録したとか最高気温を記録したなど特異な気象現象を表す情報は最近、特にひんぱんになっていると感じます。

こうした気象現象は、海洋資源にも少なからず影響を及ぼし、今年は海水温が高くてイカの漁場がいつもと違うとか十勝沖に8月に入り珍客マグロが大漁だなどの事例をよく耳にするようになりました。また、平成5年の北海道南西沖地震や平成23年の東日本大震災等により海底地形へも何らかの影響を及ぼしているのではないかと想像するところであります。近代漁業は、従来から受け継がれた潮の流れや漁場のポイントなどを熟知した前浜漁法と近代漁業機器を装備した漁船による操業技術を駆使し営まれているのではと感じております。よって潮の流れ、海水温の変化、海底の変化、魚の生態、藻場造成、増養殖技術の推進、漁業機器の進展等、海洋に係る様々な状況の変化等をより科学的に調査、研究し基礎データ、情報を把握し今後の漁業に役立てて行く事が大変重要であると考えます。

本年6月、函館市に函館市国際水産・海洋総合研究センターがオープンしました。資料によると、この施設は水産、海洋分野の研究開発や、産官学連携の拠点としても活用していただけるとし、水産、海洋に係る様々な研究機関が入り、研究概要(主な研究テーマ)を多岐にわたっています。例えば、道立水産研究部函館水産試験場のテーマであります。漁業の生産力を高める増養殖技術の推進、公立ほこだて未来大学は新たな海洋観測センサの開発と海洋観測網の構築に関する開発等、(株)エコニクスは藻場造成の新技術開発と付随する技術の開発、北大大学院水産科学研究院はイカ類の摂餌、成長、繁殖に関する飼育実験研究、(株)ソニックは計量魚群探知機に関する研究など、開設時には8団体の研究機関がそれぞれ興味深い研究テーマを掲げて運用されて

いるとのこと。これからの漁業には、このような研究機関で研究テーマとしている科学的な調査、研究に基づいた様々な基礎データ、情報を活かしたより科学的な漁業が求められてくると考えます。

せたな町も漁業者と共に、こうした研究機関と何らかの連携を保ち調査研究や研修ができる仕組みを模索していただきたいと考えます。

町長の見解をお伺い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員からのご質問についてお答えをいたします。

近年は、これまでに例のない気象現象が地球規模で発生をしております。関係機関の情報からもこのような環境の変化は、海洋資源へも影響を及ぼしていると考えられております。町内においてもここ数年、夏場から秋口にかけて、海水が高温となる傾向が続いております。高水温については、サケの来遊をはじめ、ホタテ養殖や前浜資源であるバフンウニの斃死など、様々な影響を及ぼすことから心配をされておりますし、それとは反対に本年の3月には観測史上最低の水温を記録したため、管内でも一部アワビや魚類の斃死が発生しております。このような状況が続けば今後、漁場の位置や海洋資源そのものに変化をもたらす可能性があり、これらに対応していくためには大野議員が言われるように、研究機関と連携を深め、調査、研究データの把握を行ないながら漁業へ活かしていくことも必要になってきます。

質問の中にありました函館市国際水産・海洋総合研究センターにつきましては、オープン間も無い7月に早速、漁協青年部とまちの担当職員の研修を受け入れしていただき、函館水産試験場による講演や民間研究機関の研究を視察してきたところでありますし、函館水産試験場においては、現在、まちよりお願いをしてナマコの種苗放流事業がどの程度効果があるかを明らかにするためのDNAによる追跡調査を実施していただき、連携した取り組みを行っているところでもあります。

今後も、漁業者からの調査、研究に関するニーズの把握に努めながら、関係機関との連携を図って参りたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 再質問をさせていただきます。ただいまの町長の答弁に、この海洋を巡るさまざまな地球温暖化等も含めた異常気象によって、さまざまな海への影響があるという認識をいただきました。そのとおりだと思います。ゆえにやはり今後は、従前のいわゆる前浜漁業でやっていた、失礼な言い方かもしれませんが、一種の勘であるとか、そういった漁法だけでは到底たちいかない状況も出てくる。それから海洋資源の開発や増養殖等も、そういった科学的なデータや調査に基づいて、効率且つ効果的に、そして合理的に進んでいくことが求められます。そういう意味で、このたび函館、私たち道南圏に住む者として拠点にこういう研究センターがオープンしたというのは、まさしくこれを活用しない手はないと思います。今、町長のお話ですと早速7月にオープン早々せたなの若い漁業者の方が視察に行き、いろいろ研究もしてきたし、講演も聞いてきたというお話で、大変結構な動きだなと思います。ぜひこうした前向きな動きをこれからもまちとして漁業者としっかり連携をとりながら進めていただきたい。とは言いながらや

はり掛かるものは掛かるわけですし、せたな町では産業振興基金等こうした地場産業の育成に寄与する基金も増設しながら支援していく体制を作っているわけで、そういったものの活用も含めて継続的に、こういう研究機関を活用した実態が進んでいくように、まちとしても是非さまざまな機会をとらえて、プログラムを作って進めていただきたい。財政支援もしっかりお願いしたいと思いますが、町長その辺の見解をまずお聞きします。

それからちょっと大きい話ですけども、日本海全体の海の状況は今の町長の答弁から相当私変わってきているのかと思うんです。これは単町ではもちろんできない事業ですけども、檜山にはひやま漁業協同組合という広域の組織もありますので、そういう各事業体も巻き込んであるいは、日本海沿岸の自治体も巻き込んで、あるいは日本海全体も巻き込んで、是非大がかりな海洋調査というものを実施する過程を一つせたなから発信してもらえないかと思うんです。これは函館のこのセンターを見ますと相当調査船等も準備されてますし、ほかの研究機関とも連携しながら時間は掛かるんでしょうけれども、やはりどこかでそのことを始めて、将来さまざまな海のデータを作っていくことがある意味で今後の水産の振興に役に立つと思いますので、ぜひそういった海洋調査の実現に向けて、まちとしてもひとつご尽力をいただきたいと思います。この2点について町長の答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。この北海道の水産試験場との連携につきましては、今までもすでに取り組んでいるところでございますし、これからはしっかり連携を深めてまいりたいと思っております。それから函館市国際水産・海洋総合研究センターにつきましては、研究ことしの春から実際にはスタートとなっております。まだ始まったばかりという状況でございますので、その成果を注視してまいりたい。現場に生かせるものにつきましては、しっかりと情報を収集しながら取り組んでまいりたいと思っております。議員に漁業の状況のお話をいたしました、この檜山沿岸、当町も含めまして沿岸の漁獲高戸数です。1戸あたりの漁業者の生産高というのは、北海道でも最低のレベルにあるという状況になっております。したがって、やはり従来の漁業から変わる必要がある。いわゆる育てる漁業、そういったものに切り替えていく必要があると認識をしております、そのためにいろいろと現在漁業者の皆さんと協議をしておりますし、また道の日本海対策も新年度から取り組んでいくことになっておりますので、その辺と力を合わせながら協調しながら前浜の漁業者の経営不振を改善していきたいと考えております。

それから海洋調査の必要性を議員おっしゃいましたが、私たちも海洋調査の必要性は、これは十分に理解しております。現在の当町では行なっておりませんが、スケソウの資源の減少あるいは、当町におきましては、ホッケ等の前浜の資源の減少については、いろいろと諸説あるわけですが、しかしはっきりした原因が押さえられていないことから、これらについて私たちとしましても道をお願いをして、あるいは試験場をお願いをしてその辺の原因を究明することも必要ではないかと思っております。取り組ませていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） それでは2問目の質問に移りたいと思います。

自然災害に対する防災対策について町長に質問をさせていただきます。8月27日付の北海道新聞町長も紙面一面トップご覧になったと思いますが、道新の一面を飾るといのは、相当インパクトがあるし、その紙面に込めているメッセージというものを、私たちは率直に感じ取る必要があると思ったんです。ようするにあれば、こういうことが今後、推測されますよ。そのことに対して自治体、住民はどう備えるべきかということ、私は啓蒙してるし警鐘を鳴らしてると。そういう意味で道新のトップに大見出しで出たという。ここをやはり私たちはきちんと謙虚に受けとめるといこと。そのメッセージ性をまずしっかりと感じていかなければならないと思います。8月22日付の北海道新聞に日本海地震政府推計津波せたな最大23メートルの大見出しが一面のトップを飾りました。多くの町民はこの見出しに大きな衝撃を受けたのではないかと思います。また8月22日付けの道新には土砂災害危険箇所、道南には1,819カ所の記事が掲載され、道南の土砂災害危険箇所と警戒区域の指定状況が道南18市町村別に図表で示されておりまして、せたな町の土砂災害危険箇所は194カ所、土砂災害警戒区域は21カ所、そのうち特別警戒区域は16カ所と付記されておられました。広島市や礼文島を襲った土砂災害発生の前後だけに、この記事への関心度は高く決して人ごとではないと思った次第です。改めて地震、津波、高潮、大雨、土砂災害、河川の氾濫への認識を新たに、自然災害への対応を考えさせられました。今後の自然災害に対する防災対策を踏まえまして、その対応について見解をお伺いします。

1番、平成25年度町政執行方針で、北海道からの新たな津波浸水予想図の提示を待って新たにせたな町津波避難計画策定に取り組むとし、それぞれの地域の方々の意見を主体としてまとめる（仮称）地区防災計画の作成を進める。と述べられていますが、この度の国の日本海側地震政府推計の公表によりその策定は、より急がれると考えますが、今後の対応についてお伺いします。併せて平成23年3月作成のせたな町全戸に配付されたせたな町防災マップ、せたな町防災のしおりについては見直し、再作成、住民説明、全戸配付、住民周知などが必要と考えますが、この件についても今後の対応についてお伺いをいたします。

2番目、地域住民に地域活動等推進事業を積極的に活用していただき、地域や町内会を単位とする自主防災組織の設立を後押しし、自主防災活動への取り組みを促して行きたいとありますが、現状あまり浸透していないように思います。大規模災害時に備えて日頃からの訓練等が求められますが自助、公助の理念の下、地域、町内会での連携による防災体制の構築、推進を図って行かなければならないと考えますが、今後の対応についてお伺いします。

3番、災害弱者、高齢者、障害者、乳幼児等あるいは災害時要援護者、それからその台帳登録者への避難支援体制等その対策についてお伺いします。

4番目、避難道、避難経路の確保、整備についても再度点検と確認をすべきと考えます。その対策についてお伺いをいたします。

5番目、大雨特別警報などの様々な気象情報に基づく特別警報の住民周知の手順について、まちで防災無線等で避難指示とか道の情報を流すわけですが、そういう手順について再度検証する機会を設け、失礼な言い方ですけども事前学習をしておくことが肝要と考えます。その対応についてお伺いをいたします。

6 番、ハード面でのインフラ整備には限界の声もありますが、再度、防波堤、危険箇所等の検証、点検を実施されまして実態の把握に努めて、引き続き関係機関への要望、要請をしっかりとさせていただきたいと考えます。その対策、対応についてお伺いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えします。

まず政府が 8 月 26 日に公表しました日本海における大規模地震に関する調査検討会が推計した津波の高さによると、せたな町では最大 23.4 メートル。これは公表された北海道から長崎県までの日本海側の市町村の中で最も高い津波高となっております。しかしながら、この最大 23.4 メートルの津波が予想される場所は、民家が張り付いていない崖地であり、民家が張り付いている海岸から 200 メートル程度の範囲において標高が 8 メートル以下の平地では、最大 8.3 メートルと推定されており、これは北海道南西沖地震の時とほぼ同じ高さであります。また当町の土砂災害として位置づけられている危険箇所は 194 カ所、そのうち 21 カ所は警戒区域であり、広島市や礼文島を襲った土砂災害が、決して対岸の火事ではないと感じております。

1 点目の質問ですが、津波避難計画や地区防災計画の今後の対応については、政府が公表した津波高の推計を参考として北海道が来年夏をめどに日本海側市町村の浸水予想の見直しを行い、浸水予想図を完成することとなっておりますので、その内容に基づきまして、平成 22 年度に作成し全戸配布したハザードマップについて見直しを行い、町民への周知及び津波避難計画の策定に向けて検討してまいります。また地区防災計画については、自主防災組織の組織化と並行して策定に向けての取り組みを行っているところでございます。

2 点目の、地域、町内会の連携による防災体制の構築、推進については、平成 23 年度から自主防災組織の結成や災害時の避難計画策定について取り組みをお願いしてきているところでございます。また平成 25 年度からは地域活動等推進事業により自主防災組織の結成と活動の支援を行っており、現在 6 町内会で自主防災組織が結成され、避難計画は二つの町内会が策定しております。その中で防災訓練などを自主的に実施している実態があります。また自主防災組織が結成されていない町内会でも、従来の町内会組織の枠組みで防災活動に取り組むなど、特に東日本大震災以降、防災意識の高揚が図られております。

3 点目の、災害弱者への避難支援体制については、災害時要援護者避難支援制度を平成 22 年度に策定し、登録制度により台帳整備などの運用を行っております。この制度については平成 26 年 4 月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者避難支援制度へと移行しなければならず、現在、防災担当と福祉担当で準備、検討を進めているところでございます。

四つ目の、避難道、避難経路の確保、整備につきましては、平成 23 年第 2 回定例会の一般質問でも議員から同様の質問を受けておりますが、まちの指定している避難道は 5 路線あり、いずれも定期的に点検、管理を実施しております。一方、北海道が管理する治山施設管理用階段が 3 区で 30 カ所あり、災害時に避難路として活用できることを確認しております。またすでに自主防災組織を結成している町内会で、津波避難計画を策定しているところでは、地域の実情や意見を参考に避難経路を示したマップの作成なども行っております。

次に五つ目の、大雨特別警報などの住民周知の手順についての検証、事前学習については、様々

な気象情報に基づく住民周知について、地震、津波等の情報については防災行政無線で自動放送される全国瞬時警報システムを導入し運用を図っております。町民には常にリアルタイムな情報を提供することができるほか、避難勧告等の対策については、平成 22 年度にせたな町避難勧告などの判断・伝達マニュアルを策定しており、土砂災害や津波のほか水害などに対応できる体制となっております。

六つ目の、ハード面でのインフラ整備についてでございますが、引き続き関係機関への要望、要請を行うことについては、ハード面での整備は現状では大変厳しいものがあることから、現在、土砂災害について、北海道が指定している土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を基に、ハザードマップを作成し、配布するなどのソフト対策を従前より取り組んでいるところです。津波対策については、今後公表される津波シミュレーションを基に北海道が津波災害警戒区域の指定を随時実施する予定となっていることから、この点に関しても取り組んでまいりたいと考えております。今後の津波避難対策に重要視されることは、国が示した新たな津波高によって浸水する区域が明らかになった段階で、計画や避難道、ハード対策及びソフト対策について優先順位を決めて取り組んでまいりたいと認識しているところです。いずれにいたしましても、災害時における避難行動については、自助、共助が大変重要となってくることから、自分の命は自分で守るを基本として、町民の皆さんにはそのことを十分にご理解いただけるよう、地域と協力しながら防災対策を進めてまいりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 再質問させていただきます。

総じて今の町長の答弁を聞きますと、やはりソフト面の対策を重視しながら防災対策をまず考えていくことが大事だという答弁と聞きました。防潮堤を高くして、津波が予測される高さ以上にその防潮堤を作れば、ある程度危険は回避されるのではないかとといったようなこともあります。そういう議論にはならないと。やはりソフト面の充実ということが必要だと受け止めました。1番目の質問ですけれども、この津波避難計画については北海道の津波浸水予想図の提示を待って、それに沿って新しいせたな町の実態も含めて新しく防災マップ、ハザードマップ等作って進みたいという説明です。予定は来年の8月ごろ北海道から提示されるという話ですが、住民はやはりああいう新聞の見出しを見ますとやはり早くそういう対策をとってほしいという願いがありますので、できる限り早くやっていただくように北海道に働きかけをお願いしたいと思います。それからこのハザードマップ等の活用ですけれども、実際私も今回どこにあるかなと思ってみたら、私の事務の机の中に冊子として挟まってました。やはりこういうものも、これは本人の心掛けなんでしょうけれども、やはりまちとしても時々そういうものを開いてどういう避難道があるのか、どういう所が危険箇所になっているのかという実態意識をタイムリーに逐次自分で検証する機会を設けていただく。これをまちとしてぜひ何らかの形で広報等で促していただきたいと思っております。それから自主防災組織の結成についてですが、町長はいろいろ事例を出しましたが、まちは平成 25 年に総合防災訓練を実施しております。このときの検証の結果、評価、今後の課題等々についてはもう既に報告済みだろうと思うんですが、この総合防災訓練を実施した際に町内会や地域の単位でそれぞれのエリアを作って、そしてその横の連携で最終的には避難訓練や防災

活動をするんだという町の構想です。この総合防災訓練の実施の検証も踏まえますと、やはり今の形で十分対応できているという考えなんでしょうか。私はそこはちょっと違うのではないかと。町長がおっしゃるように、確かに、まちの補助事業に申請を上げてきちんと自主防災組織や自主活動をしてますと報告のある町内会や地域というのは件数が少ない実態です。そうしなくても自主的に町内会の日ごろのいろいろな活動の日程の中にそういうものプログラムとして入れて、実際にそういう防災活動だとか避難訓練をやっている自治体、町内会も私たちのまちも持ってます。ですからそういうものも、まちとしては十分把握されて今の現状で十分、自助公助の中でいざというときに機能するんだと、まちとして捉えているのかどうか、もう一度再確認をさせていただきます。私としては、まだ十分不足だろうと思います。

それから町長がさっき言った災害時要援護者の名簿ですが、まちとしても名簿を作って台帳を作って、私の記憶では各町内会にこういう方が登録されてますと提示していると確認をしています。ですから町内会としてはその名簿を見て、あそこのおばあちゃんがここのおじいちゃんが、あそこにちょっと足の不自由な方がおられる等々は把握してるんだろうと思うんですが、ではその実行団体をどこにお願いするかというと、戻りますけれどもやはり町内会なり地域の組織だろうと思うんです。その把握をきちんとして、そこが実行部隊として実のある動きができるようにいろいろ示し方はあるんでしょうけど、まちとしてもう一度実態把握をしていただきたいし、総合防災訓練等も含めてもう一回よく検証して、至らない地域があれば、そこは指導といいますか、助言といいますか、そういうものを進めてやっていただきたいと思います。国は、ことしの補正予算で、いわゆるタイムライン、防災行動計画を作る自治体には約 900 万の予算を付けて支援をするという指針も出しておられますので、ぜひそういった国の政策にも乗り精度の高い組織の構築に、まちとしてしっかりとご尽力をいただきたいと思います。それから津波の特別警報ですけれども、私もこれを見てよくわかったんですけど、自主避難とは災害時に自治体の避難勧告や避難指示を待たないで自主的に避難することを言うんだと。これは大雨や台風接近等自然災害などで身の回りに危険を感じた個人または家族が自主的に避難をすることを自主避難という。当然まちとしては自主避難を促す時には、避難先を確保するわけです。その先に今言ったような避難準備情報であるとか避難勧告であるとか避難指示、これは状況の頻度によって警戒値が上がっていくということです。町長が国と連動して自動的に防災無線を通じてタイムリーに出せるということですが、自主避難の判断については、これまちがまず一義的に判断をして、促していくという範囲だろうと思うんです。そこからきちんとやはり時系列に情報を流していかないと、テレビ等で相当この地区で雨が降ります、こういう情報ですという時に防災無線でタイムリーにその情報が伝わってこないと。まあ住民としてはどうなんだろうという心配も起きると思いますので、この辺ももう一度よく検証をしていただきたいと思います。平成 22 年 8 月に大成区で大変な大雨が降りました。そして長磯地区が最終的には通行止めになったんですけど、あのときに、これは今でもそういう態勢で対応しているというお話聞きましたが、本庁勤務の職員を旧出身の役場にそれぞれ帰しまして、その避難対応等に当てたという事例があります。これはやはり地区出身の職員は地域の事情であるとか、固有名詞等ピンと言えればカンでいちいち説明しなくても動けるということを踏まえると、大変適切な処置だったと思いますので、そういうことも含めて、まちと

してもう一度職員の皆さんとよくその辺を検証していただきたい。それから礼文島の例などを見ますと、やはりまちの避難勧告が遅れたのではないかと、これは死亡される方がいたということがあって、よりインパクトの強い新聞記事と捉えていますけれども、その担当課長の話を読みますと、自主避難のためにいろいろ体制を整って職員が出払っていたんだと。だから避難指示等を出すにしても、なかなかそっちの対応にまで職員が対応できないということでその態勢を待っていたら避難の勧告がおくれたということがありました。ですからやはりこれ町長、行政、町職員すべていろんなものを任せするというのではなくて、やっぱり先ほど来から言っている地域の町内会や、あるいは地域のそういう方々が日ごろの訓練で、そういうことを検証しながら、きちんと覚えておく、実体験をしておくことが有事の際に非常に生きてくると思いますので、その辺の対応についてももう一度町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 2 回目のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、たくさんの項目がありましたので、答弁漏れあるかもしれません。あったときにはご指摘をいただきたいと思います。まず今回 23.4 メートルと津波高が発表されまして、これから浸水区域等、来年 8 月をめどに道が出してくるということでございました。せたな町のハザードマップ等対策の見直しを迅速にという質問だったと思いますが、私たちとしても道には一日も早くシミュレーションを出していただいて、出していただいた時点ですぐ対応できるように体制を整えてまいりたいと考えております。このハザードマップの利用でございますが、すでに町民の皆さんの手元にハザードマップ出しております。しかし、それがいつでも利用できる状況になつてるかという点必ずしもそうではないと思っておりますので、それらについても再度確認をしながら災害発生時に十分対応できるように、十分利用できるように周知をしてまいりたいと思っております。それから避難訓練の関係ですが、地域において自主防災組織が十分浸透していない、まちがお願いしている自主防災組織の組織化が十分期待されているような状況になつてないというご指摘がございました。まちも実際、組織化への取り組みは十分進んでいると言えないと考えております。これはやはり地域の皆さん方、住民の皆さん方の危機意識が高いか低いかということにもよります。これらを解決するために近年では、防災に関する知識や技術を自ら学び活用する能力の向上を図るためのひとつの機会として、北海道が参加を呼びかけている北海道シェイクアウトというこの指定された日時に参加者それぞれが、それぞれの場所で自分の身を守ることを一斉に行う統一行動がありますが、今年度につきましては 10 月 15 日に行われる予定となっております。そうしたことへの参加などを進めながら防災意識の訓練、防災意識の向上が図られるようにこの呼びかけを行なってまいりたいと思っております。

それから要支援者の関係でございますが、これは従来については、すべての皆さん方をお願いをして名簿を作っておりますが、しかし拒否をされると名簿に載せれないという事情がございました。しかし、今回災害対策基本法の改正によりまして、これが今度は義務化されることになりましたので、すべての要支援者の名簿は作れるということでございます。これからしっかり作って地域に下ろして、町内会をお願いをしたいと思っておりますが、町内会におきましても地域におきましても、十分これら災害発生時にしっかり対応できるように、日ごろから話し合いをしていた

だきたいと思っております。まちの制度もございませし、議員おっしゃいました国の制度もございませ。これら制度を利用していただきたいと思っておりますが、しかしその以前にそうした体制が町内会で、出来ていることが前提でございませるので、これらを地域の皆さん方にも、まちからもお願いをしてそうした対応を整備してまいりたいと思っております。それから礼文島の例を挙げて、さまざまな対応の遅れの話がございませました。実際、広島にしましても礼文島にしましても、災害発生のと避難勧告あるいは避難指示が出されたという例が多い状況にございませ。当町としては、こうしたことのないように、そうした勧告を必要なときには出したいと思っておりますが、ただ、まちが把握できない部分も最近ではゲリラ豪雨等で、その地域限定で大きな雨が降るといふ状況もございませから、自主避難につきまして、自分が危険を感じたときには、自らの判断で避難をしていただくことも必要ではないかと感じております。それらについて、まちから避難指示が出ないから避難しなくてもいいということじゃなくて、自分の命は自分で守るといふことを基本に、自らそういった行動をしていただきたい。避難場所については、それぞれハザードマップ等に下ろしてありますので、当然大雨のとき、あるいは津波のとき、そのケースによって場所が違うと思ひますが、それは自分で家族でよくご相談をしていただきながら、津波の場合については、いち早く少しでも高いところに避難をしていただくことが基本になると思ひます。避難場所に必ずしも避難をするといふことではなくて、一番迅速に安全な場所に避難をするといふことに心掛けていただければと思ひます。最近、いろいろな形での災害の発生が報じられておりますが、私たちとしても、そうした事例をよく参考にし、学習しながら有事の際の体制づくり、対応をしっかり図ってまいりたいと思ひますことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） それでは最後の質問をさせていただきます。

町長何度も言ひますが、やはりその自主的あるいは、いざといふときにまちの住民がどう身を守るかといふ答えは、やはり地域や町内会が連動した中で、お互いに助け合いながら災害から身を守ることが基本だろうと思ひので、そこをもう少しまちとして実態を捉えて、先ほど言ひましたように補助事業に乗っかって申請している団体云々といふことではなくて、いろいろな町内会の団体の中でどうなのかといふことをもう一度よく洗って、できる限りそういうものがきちんと整備されるようにまちとしても促していただきたい。このことお願いをしたいと思ひます。住んでいる環境によって海の近くでなければ、津波と言われてもなつていふ声もあります。しかし災害は津波だけではないといふことも踏まえますと河川の氾濫等も、あるいは地震による倒壊等もあるわけですから、その辺も含めてぜひもう一度検証していただきたいと思ひます。これ最後ちょっと新聞事例を読まさせていただきます、まちの率直な対応についての意見をお伺ひしたいんですが、8月27日の道新です。これ同じ日の社会面ですけれども、1分で津波から逃げられるか。特養入所者をどう移送といふ記事の中に檜山管内せたな町の海岸に近い特養ホーム大成長生園は、昨年、巨大津波を想定した避難訓練を始めたが、1.7キロ離れた高台に移送するのに6分半を要した。入所者は50人で同園の大型ワゴン車を使つても一度に運べるのは10人程度、今回、第一波の到達時間は5分と推計され、田中基巳施設長は、これではピストン輸送ができない。全職員の車を掻き集めても、運びきれぬのか……といふ非常に切実な現場からの実態が、浮き彫りにな

るわけですが、こういう特老等非常にその自分ではとても避難できない施設、町内にもたくさんあります。そういうときにどのように対応していくかということも、やはりこれちょっと個別案件ですが、ぜひ検討していただきたい。宮野地区は南西沖地震のときに、エネオスのスタンドあたりも津波がかぶりました。今のセイコーマートのあたりも津波でやられて、それから平田内小学校のところも浸水して学校のところにあった先生の住宅が山沿まで押し流されるということが発生してます。その後、かさ上げをして防潮堤はあのときの津波をクリアする高さまで、施設インフラ整備がされてますけれども、防潮堤を作ってますけども、あそこ川も流れてますし、孤立するという心配もあるわけです。そういったときに個々の案件ですが、どういうふうに対応していくかということシミュレーションとして、どうぞ一回現場にいったらどうするかということも検討していただきたいと思います。太田もかつて一度孤立したことがあるんです。今は道路通りましたから太櫓からも来ますけれども、ないころは太田も一時高波で通行止めになった。救急要請があったときにどうするかということで、道路の走行の許可、これ自治体では判断できないそうです。道路管理者に伺って云々ということでちょっと事例もありますので、そういう個別のいろいろな想定できることをシミュレーションして、まちとしても丁寧な防災対策というものをもう一度考えていただきたい。そのように思います。それから長生園の件ですが、これは東日本大震災のときにちょっと地名忘れてしまいましたけども、高台にある施設に住民が避難してきた。そのときに患者さん、けがをした人もいたんですけども、そういう人をタイムリーにすぐ移送したいけれども津波でまちが全滅して動けなかった。そのときには防災ヘリというんですか、民間のヘリが最終的には救助に来て移送したということが報道されました。これは民間のヘリと今は施設との間で年間契約をして、いざ有事があった場合はそういう救助に来るという仕組みがあるんだそうですが、まちとしてもその辺ももう一回にらんで、国の防災ヘリなのか民間の防災ヘリなのか、費用はどのくらいなのか、ドクターヘリの話もありますけども、その辺も孤立する集落ということも、せたなの場合考えられますので、その辺もう一度検討していただきたいとそのように思います。

答弁求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは答弁を申し上げます。

まず、自主避難の関係でございますが、これは自ら自分の命を守ると先ほど申し上げました。やはり地域を挙げてこういったことを事前に、どこに逃げるかということ安全な逃げ場所といえますか、避難場所を自ら確認をしておくことが大事だろうと思います。しかしながらまちの役割も当然、大きいと考えておりますからこの辺は地域の実態に合った行動計画等の作成についても、まちとしてもしっかり対応して参りたいと思っております。それからこれは災害が受ける地域ばかりでなくて、この災害の受けなかった地域の皆さんについては、当然、災害発生時、今度は支援にも回るというようなことも当然考えていただかなければならないし、そうあってほしいなと思います。そういったことも一つ地域の皆さんで考えていただきたいと、実際そうした声もございました。例えば前回、町内一斉で避難訓練をした折に都の人方も避難をした。実はあのとき津波を想定しましたので、避難をした人からは、都地区については津波の心配はないというこ

とで、なんで避難しなければならないのという話だったそうです。考えますと災害を受ける地域、受けない地域、当然ございますからそうした地域の訓練というのは、安全な地域の訓練というのは、当然、炊き出しであるとか、避難した人の避難所への受け入れであるとか、そういったことも十分考えておかなければならないなと反省をしたところでございます。それから施設がいろいろな福祉施設から始まりまして、いろいろな施設がございまして、その入所している方々の避難をどうするかという問題。これは大変重要な問題でございます。これにつきましても浸水区域が道から示されますので、それぞれの施設がその区域に入るかどうかをまず確認をしてみたいと思います。必要な施設については、この適切な対応、対策をしてまいりたいと考えております。それから民間のヘリあるいは防災ヘリ、災害によって地域が孤立した場合の、ただ孤立したということであれば、それほど問題ないと思いますが、ただその中で人が、あるいは病人が出るということになりますと、当然、防災ヘリあるいはドクターヘリ、更には民間のヘリとの連携といたしますか、そういったことが当然必要になってくると思います。それぞれ、民間ヘリについては今私たちの手元にはございませんが、そうしたことも含めて十分検討してまいりたいと思います。それから災害にいろいろございますが、土砂災害等につきましては、これは 194 カ所せたな町にはございますが、これらの地域の住民に対して、どこが危険区域だということを当然わかっている方も多いと思いますが、しっかり周知をさせていただくようにこれから作業を進めてまいりたいと、いずれにしましても災害はいつやってくるかわかりませんし、事前にしっかりとした対応をすることが重要と思っております。そういうことでご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） それではただいまから 20 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開します。

一般質問を続行いたします。

4 番内田尊之議員。

○4 番（内田尊之君） ただいま議長の許可をいただきましたので、さきの通告書どおり、せたな町における人口減対策と都市圏交流について質問をさせていただきます。

せたな町は来年合併後 10 年になり、ひとつの節目を迎えます。この間の人口は著しく減少するとともに、高齢化人口率は 39% を超え、担い手不足や労働力の低下を招き行政運営にも大きな弊害となっております。総務省の人口動態調査のまとめでは、せたな町の人口増減率は前年比マイナス 3.18% と檜山管内で突出しており、全道でも高位となっております。町長は、持家建設促進奨励金制度や子育て支援対策として医療費無料化の拡大、また保育料の大幅な減額をする等、定住化対策をだされました。支援政策としては私も評価いたしますが、この政策を最大限に反映するためには、各課横断的な連携が必要であると思っております。その役割を担うのが、本年度充実を図った、まちづくり推進室であると思っております。特に人口減対策は町内だけの施策では限界があります。都市圏との交流をしながら、せたな町の魅力を伝え短期、長期間問わず一度まち

に住んでもらうという移住定住政策が必要であり、同時に就労の場の確保も必要になります。人口減少を少しでも抑止するためには、町は多様な発想と政策を施さなければなりません。

次の3点について町長の所見をお伺いいたします。

一つ目、都市圏との交流と移住推進について。

二つ目、一次産業と連携した就労先の確保について。

三つ目、未使用の町有施設を利活用した住居確保について。

四つ目、まちづくり推進室を中心とした組織体制について以上です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 内田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の都市圏との交流と移住推進についてであります。まちではこれまで豊かで美しい自然と山海の幸、自然と笑顔がこぼれるふれあいの理想郷、せたなでゆったりスローライフをキャッチフレーズに掲げ、清流日本一の後志利別川や五つの温泉、様々な表情を見せる海岸線をセールスポイントに都市部からの移住を進めてきたところでございますが、思うように進んでいないのが現実であります。このような中、当町では総務省が事業導入した地域おこし協力隊制度を活用して、温泉ホテルの安定経営、特産品の開発、販路拡大などを重点的、戦略的に進めていくため、大手ホテルでの勤務や短大、専門学校で後進の指導といった経験がある東京都の長尾徹道さんを地域おこし協力隊員として本年8月に採用したところであります。引き続き地域おこし協力隊の取り組みを拡大し、地域づくりに意欲的な都市部の若い方々を複数受け入れ、当町の農林水産業の振興支援や地域資源の発掘などに従事してもらいながら、定着、定住を図って参りたいと考えております。

二つ目の一次産業と連携した就労先の確保についてでございますが、当町の農業の経営主の平均年齢は56歳となっており、担い手の育成、確保は喫緊の課題であります。農業者からは収穫等の繁忙期に、いわゆる出番さんを確保するのが大変との声を聞いております。厚沢部町では、素敵な過疎づくり株式会社が主体となって、夏休み期間中に東京理科大学の学生を農作業アルバイトで短期雇用して人夫を確保しており、これが農業の魅力、地方のよさを実際に体験することで、新規就農や移住へと繋がるよう期待していると伺っており、こうした手法に注目しているところでございます。最近の若い方は、インターネットによる検索や北海道農業担い手育成センターを通じて働き口を探すことが多いことから、JAなどのホームページに就業希望者募集の広告、農業者自らもハローワークへの求人広告掲載など研修生募集や雇用確保の働きかけをしていただきたいと考えているところでございます。また町内への農村移住や新規就農を促進するため、定年帰農など多様な農外からの参入希望に対しても、農業団体や行政などが連携して、受け入れ情報の収集、発信などの検討を進めて参りたいと考えております。

3点目の未使用の町有施設を利活用した住居確保についてでございますが、先日、横浜市在住の30歳前後の夫婦が役場に見えられまして、この1カ月間、北海道の様々な町を旅してきましたが、このせたな町で自然の豊かさ、人の温かさに触れてとっても気に入ったので、思い切って移住したいと考えています。でも、実際に住んでみて違ったという方もいると聞きますので、移住体験ができませんかというお話をいただきました。その夫婦は自動車に寝泊まりしながら旅をしてい

るとのことでした。現在、道内の幾つかの市町村では、道外の方々に移住を考えていただく選択肢の一つとして、まちの様子を知り、暮らしぶりを実際に体験してもらう機会を提供するために、短期滞在用のお試し暮らし住宅の貸し出しを行っております。こうしたニーズに対応するため、まちとしては、日本海沿いの漁村部と田園風景の農村部にある公営住宅や教員住宅を改修、整備して、来年度の早い時期に、お試し暮らし住宅をスタートさせたいと考えております。

4点目のまちづくり推進室を中心とした組織体制についてであります。本年4月、総務課に企画調整の機能を持たせたまちづくり推進室を設置し、室長には北海道から職員を派遣していただいているところでございます。このまちづくり推進室は、主に総合計画や過疎計画の推進管理、事務事業の調整、合併10周年記念事業の具体化などを担当しております。現在、国においては人口減少と東京一極集中問題に、正面から取り組むためその対策として、年末には地方創生ビジョンが策定され、様々な法整備や計画づくりが進められようとしているところであります。当町としては、こうした動きに呼応して様々な対策を講じていかなければならないものと考えております。各課横断的な調整機能を持たせたまちづくり推進室には、相互連携による全庁体制の中心となって、こうした重要課題への対応にあたらせたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 内田議員。

○4番（内田尊之君） ただいま町長より答弁をいただきました。私が思いますのに、まず人口減を止めるということは無理だと思います。なぜなら当然、出生率と高齢化率の関係を見れば、それは歴然としております。生まれる子供が少なく高齢者が多くなるということは、当然これは自然減になっていくということですから、その人口が減るのをストップさせるというのは、これは無理ではないかと私も思っています。ただ、さはさりとして、やっぱりアイデアと政策をもってすれば減少率を少しでも緩やかにさせることは可能であると私は思います。1番目の質問の都市圏との交流と移住推進について質問をいたしました。来年、北海道まで新幹線が延びてまいります。このことは檜山においても大きな転機になると私は思っております。だからといってすぐに移住に結びつくのかということ、そうではないと思います。これからは、先ほど町長答弁にもございましたとおり、永久的な移住を推進するというよりも、これは今年の町長選挙の町長の公約にもございましたけれども、短期間の暮らし体験を中心にした呼び込みがやっぱり私も効果的であろうと思っております。それと先ほど町長は答弁の中で厚沢部町の事例を話されました。私もこの関係でいろいろ調べさせていただいて、このせたな町の近くでは黒松内町、やっぱり檜山では厚沢部町、ここが積極的に移住体験暮らしを推進していると感じました。特に厚沢部町に関しては、先ほど町長も言われましたけれども平成21年に厚沢部町素敵な過疎づくり条例を制定してるんです。それと同時に自治体ではまれなんですけれども、まちが100%出資した株式会社素敵な過疎づくり株式会社を設立しております。実は私は、その記事を目にして以来、大変興味がございまして、過日厚沢部町に出向きまして町長、副町長を初め、総務政策課長にお目にかかりまして、その実態をお聞きしてきました。それと施設も当然見学をさせていただきました。条例の趣旨は、過疎のまちを作るのではなくて、過疎を受け入れた上で魅力あるまちづくりを目指すということにあるということでありまして、過疎地のマイナスイメージ面を資源に替えるという逆転の発想は、私お聞きして、本当に目からうろこでありまして、心底感心してまいりました。

また株式会社設立にあたっては、やはり自治体が100%出資するというので、慎重に協議をされたそうです。そこで厚沢部町は十勝の池田町を参考にして相当徹底的に研究をされたということを書いておりました。この会社では移住ちょっと暮らし、また小学校の修学旅行、大学のアウトキャンパス、婚活ツアー等さまざまな事業を手がけております。そして首都圏との交流を図っているということでありました。そこで一つ感心したのは、ただ単にその事業を手がけるだけではないんです。やはり現代といいますか、今の多様なニーズを見極めてそれにあったメニューもきちっと提案して、そういう事業づくりをしているということです。また、私は都市圏との交流を通じて移住を図る上で、もう一つ大切なことがあると思っております。都市圏から人を連れていくに当たっては、当然都市圏出身の人だけではターゲットはその人だけではないということでもあります。当町、せたな町からも多くの方々が都会へ学校ですとか、就職で流れていっているわけです。僕はそういう人方もターゲットに充てるべきだと思っております。そういう方を少しでも地元へ、ふるさとに戻ってもらえないかと、来れるような機会を作れないかというのを当然、まちでは考えるべきだと思っております。産業後継者の方であれば、後継者対策を持って家業を継いでもらおう。また都会で定年を迎えましてリタイアされた方でありましたら、老後を先ほど町長言われましたが自然豊かなふるさとで暮らしてもらおう。このような形でUターンを推進するこういうアイデア、政策は、やはり私はこのまちが考えていかななくてはいけないと思っております。町長の答弁にもありましたけども、地域おこし協力隊当町でも1名採用して、今ホテルの関係で頑張っているのは私も十分承知しております。やっぱりまちのよさを理解して、都市圏に発信するという意味では非常に効果的な方法だと私も思っております。厚沢部町の例をすれば、厚沢部町は今年8人この地域でおこし協力隊を採用しておりました。皆さん20代の方でありまして、農業振興と高齢者対策、この二つに力を入れるために目的を明確にして、若い力でまちを発展させると意気込んでおりました。当町もぜひとも参考にして地域おこし協力隊制度を私も利用すべきだと思っておりますので、町長の人口減対策に対するお考えを再度伺いたい。

それと2番目の一次産業と連携した就労先の確保についてですが、農業も漁業も当然一時的な繁忙期があります。先ほど町長も東京理科大学の学生の話がされました。これは厚沢部町の話でしたが、ちょっと実は私お伺いしたときに、その大学生が大勢おりました。僕も新聞では見たんですけども実際に学生にお目にかかりましたので聞いてみたんです。どうしてこういうところでアルバイトしてるんだという話をしましたら、理科大学は長万部町にありまして、北海道キャンパスでは夏休み中は寮が閉まるんだそうです。強制的に東京に帰されてしまう。その学生が言っていたのですが、僕たちはせっかく北海道に来たんです。1年間の教養課程をもってあこがれてきた。東京理科大学は何校も校舎を持っているんですが、北海道キャンパスは2番目に人気があるキャンパスだそうです。そういう中で、せっかく北海道に来たのにこの暑い東京に帰されるのは嫌だと。それで探してそういう地元で残っていたいという思いがあったそうです。そこに目をつけたのがこの株式会社だったみたいなんです。それで今東京理科大学の学生を呼び込んで夏場、一次産業農業、漁業の手伝いをさせている。それが今は非常に希望者が多くて2班に分けて、厚沢部町に学生が来ている。それは宿は町でセンターを提供して、あとは就労させていくということでした。僕はそういうことを考えますと、アイデア発想だと思います。今現状としては、せ

たな町においても一次産業の担い手不足、労働者不足がありますから、そういうものを勘案して少しでもそういう対策、それがこういう移住、観光につながるようなそういう労働力確保を考えるべきだと私は思っております。

それと三つ目の町有施設の有効利用でありますけれども、来年早々に町長は景観のいい町営住宅を直して、そういう貸出に向けたというお話がありましたので、これはぜひ早々に実現していただきたいと思っております。先ほど例で出しました黒松内町も厚沢部町も移住体験ハウスを持っているんです。黒松内町では1週間から2週間の短期型住宅で、1週間だいたい1万4,000円から1万7,000円で貸出しております。1カ月単位の長期型になりますと月12万円で貸しております。これは厚沢部町でもそのとおりでありまして、厚沢部町はもっとすごいのは、その建物は建設協会が建てているんです。建設協会が、これも国の制度を利用して建てているんですが、建設協会が建てて、その維持管理、あと運営は町がやっている。月これも12万で貸しているんですが、私も実際に住宅を見せていただきましたが、この非常に豪華な住宅でその使用状況はどうなのかということで聞きましたら、両町とも12万という高額な設定ではありますけれども、やっぱり住宅環境がいいということと、やっぱり自然環境がいいということで毎年夏場予約ではほぼ満杯だそうです。そういう環境ですからリピーターも多くて、その中で厚沢部町では来年移住を大阪からしてくる方がいらっしゃるみたいで、今土地を探しておりました。そういう形では当町においても同じような施設を建てたりということは、当然出来かねると思っておりますけれども、先ほど言われたとおり当町にはそういう未使用の町有施設は幾つもあるわけですから、先ほど町長も言われましたが、また景観のよい場所においてもあるわけですから、ぜひともそういう施設を有効利用していただきたいと考えますが、再度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

人口減少の問題ですが、議員おっしゃいましたように、これは中々止めることは難しいという思いは共有しております。そこでどこで止めるかということになるんですが、やはりこれは地域キャパ、地域の生産力といいますか、こういったものがどのぐらいあるか、仕事イコール所得がありますが、所得がなければなかなか地域に定住するということが難しい状況にありますので、こうしたことを産業振興等も含めまして、そうした受け入れできる地域のキャパの拡大といいますか、こういったものを進めていく必要があるんだろうと思います。高齢化がこれだけ進んでいきますと、なかなか今の人口を維持するというのは、出来かねることありますので、そうしたことで人口の減少を少しでも少なく食い止めるという方法をこれから進めていかなければならないと思っております。それにプラスして議員おっしゃいました交流人口をどれだけ高められるかということだろうと思いますが、その一つの手法として厚沢部町の例を出されましたが、私たちとしても非常に注目をしております。十分勉強しながら当町において取り入れることができるものについては、スピード感を持って取り組みたいと思います。もう一つはUターンの推進にこれも議員おっしゃいましたように、現在一番多いのがUターンです。当町におきましては農業後継者としてのUターンが多い状況になっております。プラスして定年後の終の棲家といいますか、そうした定年後、仕事をリタイアした方々が安心して自然豊かな地域で定住してもらうということ

も、これも大事なことではないかと。ふるさとで暮らしていただくといえますか、そういった方々についても十分対応していかなければならないなと思っております。それから短期滞在用の住宅であります、これは先ほども答弁いたしました、やはり地域の中でも特に景観、あるいはさまざまな魅力のある場所をある程度限定をしまして、短期滞在用の住宅を今ある教員住宅でありますとか、公営住宅でありますとか、さまざまありますのでそれらを選定して、きちんと整備をして安心して短期滞在をしていただくという体制を新年度から早い時期に取り組んでまいりたいと思っております。せたな町のまちづくりにつきましては、何といいたしても若い人の力が必要だということは正直なところでございます。したがって若い人方ができるだけ1人でも多くこのまちに定着して、さまざまな生産活動、あるいはまちづくりやボランティア活動をしていただけるような、そうした仕組みも作っていかねばならないと思っております。これからの主役をまちの、一次産業の後継者ばかりでなくて、まちの後継者という位置づけでしっかりと支えて、育てていく必要もあるのではないかと考えております。北海道市町村たくさんございますが、これからの町村は、そうした取り組みが成功するかしないかということで、随分町村格差というものが出てくるんだろうと思っております。したがって若い人方が安心して住めるそうした環境づくり、先ほど議員もおっしゃいましたように保育所の保育料であるとか、さまざまこの地域で子育てするに当たってそういった条件整備をさらに進めていく必要があるものと考えております。いずれにしましても、人口減少については、重く受けとめておりまして、この対策をしっかり進めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 内田議員。

○4番（内田尊之君） それでは最後の質問をさせていただきたいと思っております。

町長は人口減、またそういう人口を増やすためには、地域のキャパとの関係があるという話をされましたが、当然そうではあると思っておりますし、私もそこは外すことはできないと思うのですが、それよりも何よりも僕は発想と施策が大事だろうと考えます。内閣府の調査では32.6%の都市住民の方々が農村、漁村への定住願望があるという結果がありました。20代では38.7%、40歳では35%でありました。これは若い世代ほど定住願望が高い、こういう田舎に定住願望が高いという結果が出ております。これは私は事実だと思っております。なぜなら私も経験上、東京に住んでおりましたが、都市住民の友人の多くは田舎暮らしにあこがれておりました。そういうことを考えますと、私もUターンでありますけれども、私のように田舎に帰って暮らしたい、また当町から出た方はまた戻って暮らしたいという方がたくさんいるかと思っております。私今回このような質問をさせていただきましたけれども、最後に私の最初の1から3番目の質問ですが、まず都市圏の交流や移住についての所管は総務課まちづくり係です。二つ目の一次産業と連携した就業先の確保は産業振興課です。三つ目の町有地の有効利用、施設管理は建設水道課管財係。今言ったように3課がまたがっているということでもあります。私は、ほんとに何でも一般質問で企画調整部門の重要性というのを訴えてきて、まあ町長はそれに答えていただきまして、ことしの4月から総務課内にまちづくり推進室を設置して、企画調整部門の充実を図っていただいております。これは本当に企画調整部門が中心となって各課横断的に調整していくべきというのは私のその持論でもありますし、まちには絶対そういう組織が必要だと思っておりますので、議員である以上、最後ま

でこれは訴えていきたいと思っております。そういう中で、今言ったとおりこれからのまちづくり、まちを外に発信するためにはアイデアが必要でありますし、その政策がせちな町を離れようとする若者の歯止め策にもなると私は思っております。そのためにぜひとも、まちづくり推進室を中心に、各課横断的な政策づくりを考えるべきと私は思いますけれども、最後に町長のお考えをぜひともお聞かせ願いたいと思います。

これで最後の質問といたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最後の質問にお答えをしたいと思います。

これまで議員の質問いろいろ、まちに対して前向きな提案をいただいております。感謝を申し上げたいと思います。今回も、議員の思い十分にお聞かせをいただきました。そこで今回については、特にこれまで訴えてこられましたとおり、今回の質問については、それぞれ総務、建設、産業と各課に渡ってますが、これはまちづくり推進室で横断的に答弁書を作らしていただきました。今後、施策の推進につきましては縦割りではなくて、そうした考えのもとにしっかりと進めていかなければならないということで、新たに作りましたまちづくり推進室の役割は大変大きいと思っておりますし、またその成果についても期待をしているところでございます。こうしたことが、しっかりと成果を表して、今回の質問でございます人口減対策と都市圏交流ということが、着実に成果を上げられますように、これからも努めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ただいまから昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時です。

休憩 午後 1 2 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

7 番、小平 久議員。

○7 番（小平 久君） 私から先に通告したとおり特定健康診査の受診状況について質問をさせていただきます。特定健診の第 1 期は平成 20 年から 24 年までで最終年の平成 24 年度の目標受診率 65% に対し、法定報告受診率は 36.9% と目標受診率を大きく下回っております。せちな町 3 区の状況も 27.2%、38.7%、43.2% とばらつきがある状況であり、5 年間の推移をみても同じような傾向にあります。一方、特定健康指導の実施率は 68.8% と目標の 45% を大きく上回っているにもかかわらず受診率が低いのが気になるところでございます。特定健診は 40 歳から 74 歳までの国保加入者を対象に、生活習慣病の予防で医療費を抑制しようとして平成 20 年から全国で始まったものであります。医療費の 3 割は生活習慣病といわれ肥満や高血圧、糖尿病などが引き起こされ、放置すると重症化していくといわれております。受診率の低迷に町長は、今年の町政執行方針でも受診率向上に努め、町民の健康と医療費の抑制を図るとしてはいますが、具体的にはど

う取り組んでいるのか伺いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 小平議員の質問にお答えをいたします。

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間で第 1 期、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で第 2 期として特定健康診査等実施計画を策定し、医療費抑制を目的に実践しております。当町の受診率は、平成 20 年度 13.4%、これは檜山管内で最下位 7 番目でした。平成 21 年度 22.9%、平成 22 年度 29.5%、平成 23 年度 31.2%、平成 24 年度 36.9%と年々向上しております。最終年 24 年度の実績では、道内順位が 57 位、渡島檜山管内順位ではいいほうから 2 位、檜山管内では 1 位と 7 位から最高になっております。道内、渡島檜山管内と比べましても、高い受診率となっており、取り組みの成果が現れているものと考えております。受診率の向上対策といたしましては、健診日程等のチラシの全戸配布、回覧板、町広報誌、防災無線による周知、さらには保健師の訪問や電話での勧奨はもとより、各地域にいる健康づくり推進員にも受診勧奨の依頼をしているほか、各地域での健康相談や健康教育での講話や日程周知などを行い、日々受診率向上に向けた努力をしているところでございます。当町では、特定健診後の保健指導の実施率が内臓脂肪症候群の減少につながり、生活習慣病の発症や重症化予防に結びつく重要なものと考えております。保健指導実施率は国で示している目標を上回っている状況であります。今後も丁寧な保健指導を実施し、生活習慣病の予防へつなげていきたいと考えております。

また、さらなる受診率向上に向け、先般、健診受診率を着実に伸ばし道内でも受診率が上位にある空知管内の秩父別町を担当者に行政視察させました。その内容の中に、未受診者の受診しない理由を聞き取りし、住民検診に関わる周知の工夫や検診体制の見直しに対する意見を反映させておりました。当町としても未受診者対策として、未受診者の多くが医療機関に通院されていることから、町立国保病院、各診療所からの検査データの受領にも力を入れ、また、年代別、地域別の受診率を算出し、未受診者の意見を計画的に聞きながら、今後の健診へ反映させていきたいと考えております。

今後も対象者全員へ受診票や受診券の発送などのきめ細やかな受診勧奨や土、日を入れた健診日程を増やし、受診しやすい環境づくりを実施しながら、町民の健康づくりを支援して参りますことをご理解願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7番（小平 久君） 全道で 57 位、檜山管内では、第 1 位だということではありますけれども、目標の達成率としては、まだまだの状況であると思っております。受診率の向上には、特定健康指導員の達成状況を見てもわかるように、保健師等の努力は認められますけれども、町民と意識をまだ共有するところまでには至っていないのではないかとというのが現状ではないかと思っております。3 区の受診率を見ても相当ばらつきがあるわけで、まちとして取り組む姿勢がもう少し踏み込んでいいのではないかなと思っております。健康維持増進と医療費の引き下げには、両方の医療の取り組みが欠かせないものだと思いますし、最たるものがこの特定健診の受診率向上だと思っております。合併 10 周年を契機に保健、医療、福祉の連携した取

り組みをしなければならないものと思っておりますけれども、そこら辺の考え方はいかがかと思
います。特にことは大成診療所の改築、完成が見込まれております。まちとしてこうした投資
事業を機会に受診率を向上させる意識改革、こういったものをしていく必要があるのではないか
と思っておりますけれども、そこら辺の取り組む姿勢、町民への訴えはどのようになっておりますか。
先ほど町長の答弁では、今までやってきたことの踏襲ぐらいにしか受けとめられませんし、先ほ
ど、秩父別に先進地視察ということで行ってきたというお話がございました。そういったことで、
進んでいる地域のこういった状況を見ても、更なる受診率の向上が求められるわけです。檜山で
1位であるからといって、それでやっているとかいうことで理解してしまうと、そこで止まっ
てしまうんです。ですから、さらなる受診率向上のためにこれから何をしていくかということが
大事だと思っておりますけれども、そここのところを改めてお聞きしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず受診率は向上していることはご理解いただいたようでございますが、まだ目標の 65 には
達成していないというご指摘がございました。65%の受診率の目標であります非常に高い水準、
目標でございます、これは全道全国各市町村、大変取り組みに苦勞している状況でございます。
しかしながら、やはり検診することで病気の早期発見、あるいは医療費の削減といったことにつ
ながるということからしますと、引き続きさらに受診率の向上を目指していかなければならない
と考えております。議員の質問の中にごございました今までとさほど取り組みが変わっていないの
ではないかというお話がございましたが、しかし、それは積極的に推進をしてきたということが、
最下位から管内で1位になったということで、ご理解をいただきたいと。ただこれで満足する
ということではなくて、さらに道内の上位を目指していきたいと考えております。そういうことで、
これからも頑張っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7番（小平 久君） 町長の答弁では 65%の目標に 36.9%で相当頑張っているんだという、
ほぼ満足に近いような言い回しであったのかなと思うんですけれども、私はそうは思いません。合
併 10 周年を迎える状況の中で、特定健診の受診率向上は 3 区町民が意識を共有できるものだと
思っております。そういった意味で、さらなる向上を目指すべきだと思いますし、こういった今
年は大成区の診療所が完成します。これは大成区ばかりの問題でなく、こういったことをやっ
ているということを 3 区町民にしっかり説明しながら、受診率の向上そして医療費の引き下げ人
につながっていく、そういったことの訴え方が必要でないかと思つての質問です。ますますこう
いった保健師等の活躍が期待される中で、この 4 月には保健師が税務課に異動になりました。せ
めて町長、町民児童課だとか、あるいは病院事業につくとか、そういったことであれば連携した中
での体制づくり、政策が生きてくると思うんですけれども、税務課に異動させて町長が言うよ
うに、せっかく受診率が向上してきた状況の中で、こういったことに対する町民の不安の声が結構
あるんです。そういった今後の取り組み、この姿勢が大事だと思いますし、この受診率向上には、
やっぱり医療、福祉、保健の中で町長のトップセールスとして町民に訴えていくことが大事だ
と思うんですけれども、そここのところの答弁をもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、決して現状で満足することなく、これからもさらに受診率向上を目指して取り組みを強化してまいりたいと改めてお話をさせていただきます。受診率につきましては、3区大変大きな格差がございます。この原因はいろいろありますけれども、しかしそれを一つ一つ解決しながら、そして受診率の向上のために国保あるいは診療所からのそうしたデータの受領ということで、かなり受診率が上がるということも実はあるわけございまして、そうしたことを積極的に取り組みを強化して、さらに受診率の向上を目指したいと考えております。それから幹部職員、管理職の人事の関係でございますが、これは保健師につきましては、これは専門職でございますので、その仕事をしていただいておりますが、しかし有望な職員につきましては、いろんな部署を経験していただいてしっかり管理職として通用するように職員を教育することも大事なことでございますから、そうした意味で、今人事をしているということで理解をしていただきたいと思います。決して保健医療、福祉の体制を弱くするというようなことではございませんので、皆さんかなり一生懸命それぞれの職員が頑張っていて、この受診率の向上のほか、さまざまな医療福祉、保健福祉の分野で成果を上げていただいておりますので、これからもしっかりそういう方向で取り組んでまいりたいと考えておりますことをご理解しております。

○7番（小平 久君） 議長答弁もれがあると思うんですけど、診療所の関係の中で特別に何か対策としたことがあるかということにはお答えになっていないと思うんですけども。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今年度大成診療所の改築整備を実施しておりまして、旧診療所が相当老朽化をしてきているということからして、診療所の改築をさせていただきます。当然、地域の大成区の皆さんの長年の願いでもございまして、これから安心して、いい環境中で受診をしていただくこととなりますが、私たちもそうした医療サービスの向上ということで期待をしているところでございます。それと受診率の向上は直接関係をしていると思いませんが、それは先ほど言ったように、医療のデータの受領等を進めていただいて受診率の向上を目指す。また、大成区特有といいますか、漁業という仕事の関係上、随分受診を勧奨して受診をしていただく、そういう準備はしているんですが、残念ながら、受診日と海に風とぶつかるとどうも実施していただけないというようなことがございます。したがってその日程の調整も含めて、これから柔軟に対応していくことで、受診率の向上に少しでもつながるのかと。そういうさまざまな要因で受診率が向上しない要因を調査しながら、その解決に当たって向かっていくということでございます。そういうことで、広い意味でいいますと診療所の改築についても、受診率の向上に何らかの効果が出てくれることを期待をするということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 8番、澤田光子議員。

○8番（澤田光子君） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております、ふるさと納税の推進について町長に質問させていただきます。

自主財源の確保は健全で安定した財政基盤を確立することにより地域の自立を図り、将来にわたって町民の暮らしやすいまちづくりを作るうえにおいて重要な課題です。自主財源の確保とい

う観点からふるさと納税を積極的に推進し多額の実績をあげている自治体もあります。

そこでふるさと納税の推進についてお伺いします。ふるさと納税については、今注目を集め多額な実績をあげている自治体として鳥取県米子市があげられます。米子市ではふるさと納税の推進と米子市特産品等の広告宣伝、販売促進のため、ふるさと納税をされた方に記念品として米子市特産品を贈呈しております。地元企業とタイアップした充実したプレゼントが人気を呼び昨年11月中旬には、すでに年間1億円を突破しておりましたが、テレビ番組等で全国に紹介されたことにより寄附者はさらに急増し12月1カ月の申込みだけで8,233件、寄附金額9,705万円、今年度3月31日現在の合計額で2億1,809万円、このように今、ふるさと納税はその寄附者に対して贈られる特典の魅力から注目されております。せたな町でもふるさと納税を積極的に推進し、自主財源の確保と地域産業の振興を図るべきと考えます。寄附者に地場産品を送るなどせたな町のPRを積極的に図るべきと考えますが、町長の見解をお伺い致します。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 澤田議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税については、本年3月の定例会で同僚議員の一般質問にもお答えしておりますが、本町におきましては、ホームページでふるさと納税の仕組みや寄附の方法、申込書などを掲載してPRに努めております。これまでの実績は、平成20年度は10件85万5,000円、21年度は9件347万円、22年度4件253万円、23年度6件223万5,000円、24年度6件209万5,000円、25年度5件113万円、そして26年度は8月末現在で4件117万円となっております。

せたな町でもふるさと納税を積極的に推進し、自主財源の確保と地域産業の振興を図るため寄附者に地場産品を贈ることで寄附金の増額やせたな町のPRに繋がるのではないかと議員からのご質問でございますが、道内で特典を用意している自治体は179市町村のうち、半数以上の94市町村となっております。94市町村の取り組みとしては、寄附金の額に応じて特産品を選べる自治体や、決められた金額以上の寄附があった場合に特産品や感謝の品を贈る自治体、あるいは広報誌を送っている自治体など取り扱いに違いはあります。特典を用意している市町村のふるさと納税の件数、金額は多い傾向にあると思います。全道の平成25年度の状況では、上士幌町が群を抜いておまして13,278件、2億4,350万円、次にむかわ町の3,472件、4,500万円、紋別市が3,683件、4,038万円となっております。檜山管内の状況ですが、上ノ国町が1万円以上の寄附で特産品を選べるようになっておまして1,450件、1,617万円、奥尻町も5,000円以上の寄附で特産品が選べ74件、344万円、今金町は5,000円以上の寄附があった場合は年末に特産品の詰合せを贈っており51件、486万円、厚沢部町も5,000円以上の寄附で特産品の特典があり、36件、27万円、乙部町は今年度から特典を用意しており、3万円以上の寄附で、乙部のはちみつを、10万円以上ではちみつと季節の特産品としており、実績は2件、20万円となっております。江差町においては、せたな町と同様に特典は設けていませんが12件、138万円となっております。一概に特典があるから多いと、多い市町村もありますが、すべてが多いという状況ではございません。国では、地域資源を活用したふるさと名物の開発、販路開拓を推進するため、ふるさと名物応援制度として関連法の改正や関連予算の平成27年度概算要求を行っており、名物をふるさと納税の特典に採用するなどしてPRに努める自治体には、その商品開発や市場調査を財

政支援し、生産者も融資面で優遇される制度として来年度の運用開始を目指しています。ご提言の、特産品を贈ることにより地場産業の振興とせたな町のPRに繋がるという点では考えは同じですが、今後の国の動向を見極めつつ、庁内の事務事業調整会議において協議、検討していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長は、国の動向を見てから自分たちの町の、ふるさと納税について考えるというお答えをいただきました。町長、国の動向を見てやるのですか。そうじゃなく、やはり今自分たちで、せたな町をPRするにはどうするかっていうことを、真剣に考えなきゃならない時期に来てるんじゃないかと私は思ひます。というのは、本来はこのふるさと納税に対して特典は、本来の趣旨とはちょっと違うという声もあります。それは私もよくわかります。しかし今、合併町村になって10年になります。そういう意味の中でも、やはり今せたな町をしっかりPRしていくべきだと私自身は思っております。ふるさと納税することにより特産品をチョイスできる等々のテレビ番組を皆さんも見てると思うんですが、全国に紹介されました。そのときに当麻町の町長だったと思ひますが、町長みずから自分の町のPRをして、ふるさと納税することにより皆さんのお手元に届けることが、こういうものが届けることができますという一生懸命汗を流して紹介して思ひました。私はその番組を見せていただき、ぜひ我がまちせたな町でも推進していただきたいという思ひに駆られました。北海道では先ほど言われたように94市町村が納税していただくことにより、特典があるとなっております。私たち、まちせたな町は、三町合併することによって随分特産品、加工品、中にはお酒等もござひます。そういうものがたくさん増えました。そういう意味でも、やはり今しっかりと、ふるさと納税に力を入れていただきたいと思っております。町長、自らが先ほど同僚議員がおっしゃいましたが、トップセールスとして観光協会、商工会、地元企業とタイアップして、しっかりとPRしていくべきだと思ひます。それによって自主財源の確保ができると私は思っております。

もう一度、答弁お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども答弁さしあげましたが、道内279市町村のうち特典、あるいは広報誌だけを送っているところもござひますが、そうした何か送っているという市町村は94市町村でござひます。残りの市町村につきましては、議員の最初の質問で言われましたように自主財源の確保を、本来のふるさと納税の目的からして、通信販売やネット販売のようなさまざまな特典を用意して、納税を勧誘する、集めるということにさまざまなご意見ござひますので、そういったことでなかなかそこにいけないと。本来のふるさと納税の趣旨を守っているといひますか、守っているということも変ですが、そういった状況があるとご理解いただきたいと思ひます。それで財源の確保と自主財源の確保と町の特産品のPRということは、まったく別の問題でござひまして、これはまちとしても特産品のPR、あるいはそういったものを商品化するというようなことは、当然これからも進めていかなければなりません。幸ひに、今回平成27年度の国の予算の中に、ふるさと納税を利用しての、そうした産品のPR、あるいは商品開発といった制度に変

わるようでございますから、こうした制度が出てくれば、まちとしても当然その制度にのっとってそうしたことを積極的に実施していくことになると思います。今のところそういう国の動きがあるということを理解していただきたいと思います。まちとしましては、その機を逃さずそうした趣旨にのっとってしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 3回目の質問というよりも、町長は一環として27年度に新しい制度ができるので、国の動向を見て決めるお考えが変わらないと感じました。でも変えてほしいと思います。わかりました。でも町長、平成27年度に新しい制度ができるという。本当にそれにしっかりと遅れないような、今から準備等も進めていくべきかと私は思います。そういう意味でも、やはり職員の皆さんにはご苦勞をかけるかもしれませんが、しかし寄附をする地域は今インターネットで、ふるさと納税のランキングが出てきてるんです。そういう意味でも、やはりせたな町という小さなところですが、合併町村になって皆さんから遅れをとらないような、そういうやり方をしながら、そこで本当に金額は少ないかもしれない。でもその中で、せたな町にふるさと納税をしたいという人たちを一人でも多く作っていきたいと私は思っております。そういう意味でも制度に乗り遅れることなく進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

どうも最近のふるさと納税につきましては、純真なふるさとに寄附をして、いろいろな活動に町民のために使っていただくという趣旨から随分ずれてきているように思います。議員もおっしゃいましたが、この還元率の高い自治体に寄附が集まるということで、ただ特典を出すと寄附が集まるという状況ではございません。したがって、いかにこの還元率、その寄附した金額近い特典を受けるかということが、現在の寄附する側の自治体を選ぶ選択の中心になっていることからすると、これまで国が進めてきたふるさと納税制度の趣旨から少しずれてしまっている状況にあるということは理解いただきたいと思います。そこで国もそういった実態を見ながら、これはそればかりでなくて地元製品のPR、あるいは商品開発も含めて、ふるさと納税制度の中に地域振興も含めた形で進めようということで、今回制度の改正ということになるんだろうと思います。したがって、まちとしても、これはいろいろな国の制度はあるわけなんです、それはすべてタイムリーにスピード感をもって、いろいろな制度を使わせていただくことになりまますから、これはそういう制度ができれば、当然まちとしても積極的にその制度を利用していきたいということご理解をいただきたいと思います。決して遅れることなくしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 9番、大湯圓郷議員。

○9番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言の許しをいただきましたので、町長に先に通告しております空店舗を地域サロンにということで質問させていただきます。

せたな町各3区の小売店もシャッターを降ろす店舗があります。この空き店舗を利用して、買物弱者である高齢者や通院患者、さらには町民が気軽に集まる場所として整備することにより高

齢者の生活支援につながるとともに、街中ににぎわいが生まれると考えます。

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の質問にお答えをいたします。

せたな町の商店街は、商品やサービスの提供の場を超えて、買い物に来た地域の住民の憩いの場であるほか、地域の祭りやイベント、防犯や防災などの自治活動の主体を担うなど、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える基盤となっております。しかしながら近年は少子高齢化などによる人口減少と相まって、商店街も大変厳しい状況に置かれており、現在、当町の空き店舗数は商工会の把握調査によりますと、北檜山区 14 店舗、瀬棚区 13 店舗、大成区 18 店舗の合計 45 店舗と伺っております。このような中、議員から提案がありました空き店舗を活用した地域サロンにつきましては、街中ににぎわいをもたらし、商店街振興、地域経済の活性化に繋がっていくものとして、大いに期待するところでございます。今定例会に補正予算を提案しておりますが、商工会が事業主体となって実施を予定している瀬棚区の街路灯改修事業と同じく、中小企業庁所管の商店街まちづくり事業補助金のメニューを活用するなどして、空き店舗を活用した地域サロンを整備することができます。商店街の方々と商工会が中心となって、様々なご議論いただいて、よりよい形の地域サロンに取り組みむということになれば、まちも支援して参りたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） ただいま町長から瀬棚区の街路灯の補助、あるいは国の関係で事業をします。商工会の要望等々十分に理解して、これからも行動できるという前向きな発言をいただきまして、商工業者の一員としては誠にありがたいことを言っていたと感じます。しかしながら、地域サロンにつきましては、まだ暗中模索という考えで名目は商工会で、私書類をいただきましたら、ことしはもう申し込みの時期が過ぎまして来年度になりますけれども、これは私の考えてる地域サロンは、そんなすばらしい大きなものではないんです。空いている店を安い金額で利用させていただいて、椅子だとかテーブルは不使用になったものを持ち寄って、それを利用して、皆さんが利用する。そのための声掛けを商工会あるいは役場からしていただいて、お金のかからない場所を作っていただきたいということです。そんな立派なもの必要ないんです。お金もそんなにかからないと思います。ただし、住宅、その店舗お持ちの方には幾らかの利用料金は必要でないかと思えます。その部分では若干お金は掛かるかもわかりませんが、水道料、あるいはトイレの下水道料金、その他、私の考えでは掛からないことなんですけれども、あまりにも国の補助だとか、その分を考えますといつになるかわからない。年寄りはずいぶん減っていきます。1日でも早く作っていただいて、まちの中に父さん、母さんのしゃべる場所があればいいな。嫁の悪口言える場所あればいいなと。これは特老でデイサービスを受けるのではなくて、無料で歩ける人が寄ってきて自分でお茶飲んで、しゃべって帰ると。そういうような場所を作っていただくということで、大げさなことを私言ってるわけでもありません。ですから役場の職員の皆さんには、お手数かもわかりませんが、各3区の店舗でこういう話があるんだけど、どうだろうかという、まちの中心部にあるいは集まりやすい場所にある店舗の持ち主に、シ

シャッターを占めている持ち主にお伺いしてもいいのかと思いますけども、それも一つ町長いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせてきています。

議員、簡単なものでいいということでございますが、しかしやるからにはある程度しっかりしたものを作る必要がある。このサロンにさまざまな人が出入りできるように、そしてゆっくり過ごせるようにということになりますと、当然トイレの改修ですとか、お茶を飲むにしても水周りの整備等が必要になってまいりますから、これは国の事業で補助率の高い、いい制度がございます。ぜひこういったものを利用して魅力ある商店街づくりということで、商工会が中心となって、議員1日も早くということでございますので、私としても1日も早く商工会で計画をまとめていただいて、そうした事業に取り組んでいただくということで、それに対してまちはしっかり応援をさせていただきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） ただいま町長から前向きな発言されていただきまして、ありがとうございます。そこでもう一つあります。今シャッター街があのように錆びたり、またなっているの、趣味で中には自分のシャッターに絵を描いたり、何かをしている人、若い人もおります。その部分でも、まちなま中のシャッターが錆びてあるいは何もないというような、何も書いてないというシャッターを置いておくよりは、町でなんか補助して素敵な絵、各まちの特産物、名物等をどこかの大学に夏休みにでも書いていただけないかという方向を持ち出せば、そんなに費用なく書けると思うんですけども、そういうのも、もし町でやっていただければ、若干まちの中も明るくなるかと思えますけれども、この質問で終わりますので、町長よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの質問につきましては、答弁を用意させていただいておりませんが、参考にさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

ただいまから2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは議案その 1 の 1 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 1 億 4,389 万円を追加し、総額を 91 億 9,870 万 3,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、透析患者の増加等に伴う自立支援医療給付費などの医療費や条例改正により繰り上げ交付することとなった産業担い手育成事業奨励金、花卉栽培を増加させ長期安定出荷を図るための花卉ビニールハウス導入事業補助金、瀬棚商店街の街路灯整備に伴う瀬棚商店街まちづくり事業補助金、その他行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 事項別明細書の説明でございますが、事前に配付しております補足資料をもとに説明させていただきます。A4 の 4 枚綴りとなっているものでございます。

3 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。なお内容につきましては事前にお目通しをいただいていると思っておりますので、私からはこの中から抽出して簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは 2 款総務費、1 目一般管理費 977 万円の追加でございます。議案は 10 ページになります。13 節につきましては、マイナンバー法開始に伴う事務や庁内運用に備えるためのシステムの改修に係る経費の追加などについて補正をお願いするものでございます。14 目諸費 243 万 8,000 円の追加は、議案書では 11 ページになりますが、企業立地促進条例に基づき町内に事業所を新設または増設した者に対し、固定資産税額の納付相当額のうち町の定める割合により算定された額を奨励金として交付するものであり、事業所の新設 1 法人、増設 1 法人に対する助成の追加などについて補正をお願いするものでございます。

3 款民生費、5 目障害者福祉費 4,223 万 3,000 円の追加でございます。議案書では 11 ページになります。当初見込みより透析患者の人数が増えたことなどに伴う自立支援医療給付費など追加について補正をお願いするものでございます。

4 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 目予防費 177 万円の追加でございます。議案書では 12 ページになります。予防接種法の改正により平成 26 年 10 月 1 日から水疱瘡が定期接種に追加されることから、そのワクチン購入に係る経費の追加などについて補正をお願いするものでございます。なお 1 歳から 5 歳までの対象人数は 163 人となっております。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費 1,873 万 5,000 円の追加でございます。議案書では 13 ページになります。19 節の花卉ビニールハウス導入事業補助金につきましては、花卉栽培の生産拡大を図るため、道の補助を活用しながらビニールハウスの導入をするものでございまして、事業主体は若松花卉振興協議会となっており、38 型ビニールハウス 15 棟をリース方式で生産者へ貸出すものであります。また産業担い手育成事業奨励金につきましては、農業関係分でありまして、ことし 3 月の条例改正により平成 22 年度から 25 年度に一次分奨励金を交付された

ものに対しまして、二次分を繰り上げて交付するための追加などについての補正をお願いするものでございます。なお、追加対象等につきましては記載のとおりとなっております。同款3項水産業費、2目水産業振興費199万8,000円の追加は、議案書では15ページになりますが、本年7月に盗難にあったひやま漁業協同組合貝取潤出張所アワビ増養殖部会へ対する空気ボンベ充填のための高圧コンプレッサー購入に係る補助金などについて追加の補正をお願いするものでございます。なお、本事業の実施により会員による今後のウニ移植放流事業での潜水作業や、新たな業種への取り組みなど行なってもらいたいとのことであります。

7款商工費、1目商工振興費3,353万2,000円の追加でございます。議案書では15ページになります。商工業関係分の産業担い手育成事業奨励金の追加でありまして、内容につきましては先ほど説明した農業関係分と同様となっております。また瀬棚商店街まちづくり事業補助金につきましては、瀬棚商店街の街路灯が整備より26年が経過し老朽化が著しく、建替えの時期を迎えていることから国の制度を活用しながら、せたな商工会が事業主体となって実施する事業に対する補助金の追加について補正をお願いするものでございます。

8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費245万5,000円の追加でございます。議案書では17ページになります。北檜山区や瀬棚区の物件に係る修繕や突発的な漏水、設備機器等の故障修繕に係る経費の追加について補正をお願いするものでございます。

6ページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費、4目閉校式典事業費146万2,000円の追加でございます。議案書では18ページになります。本年度をもって閉校することとなった、玉川小学校の閉校式典実施に係る経費の追加について補正をお願いするものでございます。

14款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費20万円の追加でございます。議案書では19ページになります。8月5日の降雨により被災した農業用施設1カ所分の小災害復旧事業補助金の追加について補正をお願いするものでございます。同款2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費100万円の追加は、議案書では19ページになりますが8月22日の降雨により被災した大成区内の町道の復旧経費に係る追加について補正をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、1ページをお開き願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,050万円の追加につきましては、当初見込みより透析患者の人数が増えたことなどにより、自立支援医療給付費が増額したことに伴う自立支援医療給付費負担金などの追加でございます。なお国の負担率は2分の1となっております。同款2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金599万1,000円の追加は、マイナンバー法開始に伴うシステム改修に係る社会保障、税番号制度システム整備費補助金の追加でございます。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金1,025万円の追加につきましては、自立支援医療給付費の増額に伴う道負担分の自立支援医療給付費負担金などの追加でございます。なお、道の負担率は4分の1となっております。同款2項道補助金、1目総務費道補助金770万円の追加は、花卉ビニールハウス導入事業実施に伴う地域づくり総合交付金の追加でございます。

17款繰入金、3目担い手育成基金繰入金1,654万3,000円の追加につきましては、ことし3月の条例改正による二次分の繰上交付分などに充当するための追加でございます。4目産業振興基

金繰入金 2,853 万 2,000 円の追加は、瀬棚商店街まちづくり事業実施に係る瀬棚商店街まちづくり事業補助金に充当するための追加でございます。

2 ページをお開き願います。19 款諸収入、1 目雑入 456 万 7,000 円の追加につきましては、1 節の北海道市町村振興協会設立 35 周年記念特別支援助成金は、北海道市町村振興協会の設立 35 周年を記念し、市町村における防災減災対策等の推進に対する助成金の追加でございます。なお本町においては、道路維持のための公用車購入や防災行政無線の戸別受信機購入に係る経費に充てさせていただいております。また 4 節の罹災共済金につきましては 3 月 30 日の強風で罹災した女性ふれあいセンター屋根改修に係る罹災共済金の追加でございます。

ただいまご説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

小平議員。

○7 番（小平 久君） 補足説明資料の 3 ページの透析患者の補正ですけれども、現在 4 名新しく出てきたわけですけれども、これは生活習慣病の延長という中でこういった状況になっていくんですけれども、現在せたな町にどれぐらいの透析を受けている患者がいるのか、お知らせ願います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 今、資料ちょっと持ち合わせておりませんので、後で報告したいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○7 番（小平 久君） はい。

○議長（菅原義幸君） 報告答弁いたします。

ほかにございませんか。

石原議員。

○6 番（石原広務君） 補足資料の 4 ページ農林水産業費で、これは常任委員会でも説明いただきましたが、常任委員会中で、さまざまな意見が出て全額を補助してやるべきだとかという質問等、意見等出てましたが、それを受けてご検討いただいてこういう結果になったかどうかだけ町長、確認させてください。

○議長（菅原義幸君） もう一辺質疑していただいけませんか。

○6 番（石原広務君） 農林水産業費の潜水漁業機材導入事業補助金についてです。

○議長（菅原義幸君） 大成総合支所佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） ただいまの質問ですけれども、補助率については 2 分の 1 ということで、支援させていただくことになっております。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

石原議員。

○6番（石原広務君） 常任委員会でも先ほどの財政課長の説明の中でも、新しい事業ウニの浅移植も漁業者自ら今回行うに合わせて、本来であれば3分の1をところ2分の1にということに最終的に結果そうなった理解していいのでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） そのとおりです。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○6番（石原広務君） 補足資料の3ページ、一般管理費で負担金補助及び交付金のマイナンバー制度、これ知識としてはあるんですけど、マイナンバー制度についてせっかくですからある程度簡単でもいいですが、具体的に説明いただけますか。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それではお答えします。マイナンバー制度につきましては、国が今進めている制度でございまして、国民一人一人に番号が振られるという、そういう制度でございます。それでスケジュールで申し上げますと、27年10月からマイナンバーが付されるということで、28年1月にはそのマイナンバー制度の利用が供用開始されるというようなスケジュールとなっております。

○議長（菅原義幸君） ほかに、大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） 補足資料の4ページの花弁ビニールハウス導入事業補助金の中で、リース方式での貸出しとなっております。これは私たちが車借りる時のリースかどうという方法で、個人の農家に利用している花卉栽培者がどのくらいの費用でご負担になっているのか教えてください。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただいまの質問でありますけども、この花卉ビニールハウスの助成につきましては、これは地域づくり交付金を使ってやる事業でございます。これはJA新函の若松支店から要望があった事業で、事業主体は若松地区花卉協議会が事業主体になります。事業主体がこの花卉振興協議会が事業主体となって生産者に対してリース方式でハウスを貸し出すということでありまして。どのくらいでリース料金は、ここではわかりませんが事業主体の花弁生産組合から生産者に貸し出す。花卉振興協議会は全部で11戸あるわけですが、今49棟のハウスを持っているわけですが、この事業によって64棟まで増やす。ただリース料金につきましては、ちょっと資料がありませんので、ここではお答えできません。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） 経営主体だとかわかりましたけど、後ほど、どういう利用者が負担をされるか、後ほどでよろしいです教えてくださいと思います。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 後ほど報告させていただきます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第2号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の21ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に88万4,000円を追加し、総額を10億3,873万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、前年度の介護給付費負担金等の確定に伴う返還金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案の26ページの歳出よりご説明いたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費では補正額はありますが、国庫及び道費に係る介護給付費負担金、過年度分追加交付により基金の繰入金を749万2,000円減額するものであります。

次に3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額32万2,000円の増額につきましては、5年ごとの更新研修受講が義務づけられております介護支援専門員講習に係る経費として、3名分の旅費、テキスト資料代、受講料の追加をお願いするものでございます。

6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額56万2,000円の増額につきましては、23節の償還金利子及び割引料として、前年度分介護給付費等実績に伴う返還金でございます。

これに伴う歳入ですが、前に戻りまして24ページをお聞き願います。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では過年度精算分として、補正額5,000円を増額するものです。

5款の道支出金につきましても、同じく過年度の精算分として762万9,000円を増額するものでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金では介護支援専門員更新研修受講経費分として 32 万 2,000 円を増額するものであります。2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金では、過年度分介護給付費負担金追加交付により基金繰入金 749 万 2,000 円を減額するものであります。

次のページであります。8 款 1 項 1 目、款項目同じく繰越金は前年度繰越金として、補正額 42 万円となっております。

歳入歳出それぞれ 88 万 4,000 円を増額し、補正後予算の総額を 10 億 3,873 万 6,000 円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 8、議案第 3 号 平成 26 年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 27 ページでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 46 万 3,000 円を追加し、総額を 4,145 万円とするものでございます。

その内容でございますが 30 ページをお開きください。下段歳出では 1 款サービス事業費、1 目デイサービスセンター事業費 46 万 3,000 円の追加は、運営委託しているケアステーションせたなの前年度分の運営費確定に伴う介護職員処遇改善加算交付金の追加について補正をお願いするものでございます。

その財源といたしまして、上段ですが歳入では、1 款サービス収入、1 目通所介護サービス事業収入で、通所介護サービス事業収入 46 万 3,000 円を追加し、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思っておりますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

大野議員。

○3番(大野一男君) 一般的な概念でお聞きしますが、この処遇改善という文言の中に占められる意味なんですけども、この46万3,000円がケアステーションせたなに補助された場合に、一般的にこの扱いというのは、職員の例えば給与のアップだとかいろいろ考えられるんですが、主にこういった形で経理されると捉えたらよろしいでしょう。

○議長(菅原義幸君) 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) 職員の給与のアップもそうですが、期末勤勉手当に反映されている等ございます。

○議長(菅原義幸君) ほかにございませんか。

石原議員。

○6番(石原広務君) 関連ですけど、以前は管内も含めて町内でもこの交付金制度を活用してなかった事業所もあるんですけど、今の説明ですと、少なくともせたな町内は介護に係る事業所は、すべて交付金制度を利用してるということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長(菅原義幸君) 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) ちょっと資料を持ち合わせございませんので、後ほどお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 報告答弁いたさせます。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第4号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に470万円を追加し、総額を2億8,493万円とするものでございます。

その内容でございますが35ページをお開き願います。歳出では2款資本的支出、1目施設改良

費 245 万円の追加は、北檜山区の東丹羽配水池水位計や瀬棚区の市街地配水管の取替え修繕と 4 款災害復旧費、1 目水道施設災害復旧費 225 万円の追加は、8 月 10 日から 11 日にかけての大雨により被災した 3 区で 6 ヶ所分の水道施設の堆積土砂の撤去などに係る経費について補正をお願いするものでございます。

それらの財源といたしまして 34 ページですが、歳入では 1 款事業収入、2 目他会計繰入金で一般会計繰入金 225 万円を追加。

2 款資本的収入、1 目他会計出資金で一般会計出資金 245 万円を追加し、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 10 議案第 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 10、議案第 5 号 平成 26 年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案 37 ページです。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 500 万円を追加し、総額を 3,834 万 1,000 円とするものでございます。

その内容でございますが 40 ページをお開きください。下段の歳出では 2 款資本的支出、1 目施設改良費 500 万円の追加は、瀬棚区の西大里地区幹線配水ルートの水圧変動の解消のための瀬棚地区営農用水道施設改修工事に係る経費について補正をお願いするものでございます。

それらの財源といたしまして上段ですけれども歳入では、2 款資本的収入、1 目他会計補助金で一般会計補助金 500 万円を追加し、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略

し、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第6号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案は41ページからです。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に160万円を追加し、総額を4億6,954万8,000円とするものでございます。

その内容でございますが44ページをお開き願います。下段歳出では1款事業費用、3目処理場費160万円の追加は、経年劣化により故障している北檜山下水処理場ばっ気装置の修繕に係る経費について補正をお願いするものでございます。

それらの財源といたしまして、上段の歳入ですが1款事業収入、1目他会計繰入金で一般会計繰入金114万9,000円を追加、2款資本的収入、1目繰越金で前年度繰越金45万1,000円を追加し、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第7号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 45ページからです。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、総額を669万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが48ページをお開き願います。下段歳出では1款事業費用、3目処理場費30万円の追加は、鵜泊地区漁業集落排水施設の臭気抜き配管修繕などに係る経費について補正をお願いするものでございます。

それらの財源といたしまして、上段歳入では1款事業収入、2目他会計繰入金で一般会計繰入金13万4,000円を追加。

2款資本的収入、1目繰越金で前年度繰越金16万6,000円を追加し、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第8号 平成26年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容でございますが、瀬棚診

療所においては、経年劣化に伴う歯科診療所の小型高圧蒸気滅菌機の購入、大成診療所においては、診療所改築に伴うN T Tの支障電柱の移設に係る経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきまして病院事務局長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 52 ページをお開き願います。2 款せたな町立国保病院瀬棚診療所資本的支出、1 項建設改良費、1 目有形固定資産取得費 30 万円の増でございます。歯科用の小型高圧蒸気滅菌機購入分でございます。収支で不足する額 30 万円につきましては損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に 54 ページお開き願います。3 款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、1 項建設改良費、2 目診療所改築事業費 29 万 3,000 円の増ですが、診療所改築工事に支障を来す電柱 2 本分を移設するものでございます。

これに対する収入ですけれども 53 ページになります。3 款せたな町立国保病院大成診療所資本的収入、2 項 1 目他会計出資金 29 万 3,000 円を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 14 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 14、議案第 9 号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 2 の 1 ページでございます。本案はせたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。医療職種により救急待機手当に不均衡が生じており、是正を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務局長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 3 ページをお開き願います。条例の新旧対照表で説明をさせていただきます。改正前でございますが、第9条の救急待機手当てでございますけども、現在第1号の看護師等から第4号の薬剤師まで月額を1万円としております。これを今回、月額1万円以内に改めるものですが、現在、待機につきましては、放射線技師につきましては人数の関係からは一人で1カ月に7日から8日の待機、それから臨床検査技師につきましては現在2名ということで、15日ほどの待機になる。薬剤師は今待機はしておりません。10月から新たに看護師が、休日2カ月に1回程度の待機をする予定です。また臨床検査技師につきましては、大成診療所から月2日ほどの応援をいただくということで、職種によりまして待機日数に不均衡が生ずるために今回月額1万円を月額1万円以内に改めるというものでございます。具体的に看護師と診療所からの臨床検査技師がほかの技師に比べて数が少ないということもありまして、1回2,000円程度の待機手当てを予定しております。附則としましてこの条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第10号 せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、母子

及び寡婦保健法の一部が改正されることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは7ページの新旧対照表をご覧願います。ただいま提案理由で申し上げました次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、本年10月1日より母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に法律名が変更となっております。改正によりまして、父子家庭を法律上支援対象として位置付けております。それに伴いまして町条例で、法律の規定を引用している条項などを変更するもので助成制度の内容を変更するものではございません。それでは一つ目の改正でございますけれども、第2条第1項第1号中改正前、母子及び寡婦福祉法を改正後は母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。次に第2号改正前、父とは父子家庭であって一人親家庭の母に準ずる男子をいうを改正後は父とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、前号の一人親家庭の母に準ずる者をいうに改めるものでございます。附則としましてこの条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第11号 せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてありますが、青少年の就学機会の確保及び支援の充実等を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

篠塚教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） それでは一部改正の内容をご説明いたします。議案書の 11 ページ条例新旧対照表によりご説明いたしますのでご覧ください。先ほどの提案理由の背景としまして、現行の町奨学資金貸付条例は合併時に旧町の制度を整理しまして、ことしで 9 年目を迎えたところでございますが、この間、所得控除の変化や税制改正、消費税の増額など子育て世代を取り巻く経済状況が大きく変化していることから、今回の改正に至った次第でございます。

改正内容でございます。最初に第 2 条の資格でございます。改正前では、他の制度による奨学金の貸与を受けない者とありますが、この貸付け制限を削除しまして、他の奨学資金制度との併用利用を可能としまして、借受者の利便性を抜本的に改正しました。

第 3 条の奨学資金の額及び交付期間でございます。改正前では、大学院並びに短期大学に対する貸付が無かったことからこれを改正しまして、第 1 号で大学院の場合月額 10 万円、第 3 号で短期大学の場合 3 万 5,000 円を新たに加え貸付けの枠を拡充しました。またそれ以外従前のものにつきましては、それぞれの貸付額を 5 割増としまして充実を図りました。大学の場合、改正前月額 3 万 8,000 円を 5 万 7,000 円。高等専門学校の場合、月額 2 万 3,000 円を 3 万 5,000 円。専修学校の場合、月額 2 万 3,000 円を 3 万 5,000 円。高等学校の場合、月額 1 万 5,000 円を 2 万 3,000 円。各種学校の場合、月額 2 万 3,000 円を 3 万 5,000 円、その他の学校の場合、月額 2 万 3,000 円を 3 万 5,000 円としました。

次に第 6 条の誓約書の提出でございます。改正前では貸付け決定を受けた者及びその保護者は速やかに保証人 2 名を定めることになっておりますが、改正後では貸付け決定を受けた者は保護者 1 名を含む連帯保証人 2 人を定めるとしまして、償還責任の部分を明確にいたしました。

第 11 条の償還でございます。償還期間、改正前 10 年以内を 15 年以内としまして、償還期間の延長により借受者の負担軽減を図りました。

次に第 13 条の償還猶予でございます。12 ページです。第 2 号中に専修学校、いわゆる専門学校でございますが、これを新たに加えまして償還猶予の枠を拡充しました。

第 14 条の償還の減免であります。現行における償還の減免については、当町において農漁業の経営若しくはこれらに従事し 2 年を超えた場合に、減額または免除することができるとしております。一方産業の担い手に対する支援につきましては、国や道及び関係機関において支援体制が整っております。当町におきましても産業担い手育成条例や担い手育成基金助成規則による関係学校への就学や研修の支援をはじめ、各種の支援策が講じられております。さらには本年 3 月に産業担い手育成条例の一部改正を行い支援内容のさらなる充実が図られたことをご承知のことと思っております。このようなことから教育サイドの奨学資金における農漁業への担い手支援の部分を整理しましてこれを削除するものでございます。附則としましてこの条例は公布の日から施行し、施行前にすでに貸付けを決定された奨学資金につきましては、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

内田議員。

○4番（内田尊之君） ただいま条例改正の説明を課長から受けました。奨学資金の条例の改正は非常にいい改正だと評価をしております。この内容を見ましても貸付け額の大幅な増、また償還期限が10年から15年の延長、そしてなにより他制度との併用もできるということで、本当に就学したくても家庭の事情によって、なかなか出来かねるというのは、僕はやっぱり同じく生まれてきて不幸なことと思うんです。それをまちがこのような形で支援をするというのは、それは、まちとして当然やるべきことだということで評価はしております。ただ、この中で一つお聞きしたいことは、これだけ貸付額が増加して尚且つ償還期間を延長する。そうすると町の原資も当然、今以上に減っていくわけでありましてけれども、この奨学金貸付条例は基金条例に基づいて施行されておりますので、そうしますと当町の奨学貸付基金は現在1億くらいの基金残高があります。そういう点で言いますと、これだけの好条件でいきますとやっぱり借入れを受ける家族が、町民が増えると私は思うんですが、財政的な所見をまず基金とこれからの支出に関して財政的な所見をお伺いしたいと1点思います。

それと2点目ですが、貸付条例第2条第2項の中にはその条件が付記されておまして、学業、人物ともに優秀且つ健康であると謳われております。所管の資料を見せていただきますと、他町も成績優秀という基準で設けられているんですが、例えば公的機関、日本学生機構等は、5科目で評価が幾つ以上という明確な基準がありますが、そこら辺で当町でいう学業、人物と共に優秀且つ健康であるという基準がどういう基準なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 2点ございますが。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 1点目の基金ですけれども、基金の残高が返済とかもございまして、今のところ1億円の残高で推移しているところです。そして今後この条例改正によりまして、どれだけ借りる方が延びるのかわからないですが、その状況を見ながら1億ありますので、すぐには困りませんので、推移を見ながら基金への積立てとかも考えていくことになるかと思っております。

○議長（菅原義幸君） 次に、篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） ただいまの2番目の質問でございますけれども、町の選考基準がございまして、全履修科目平均で3.0以上となっております。また学力だけでなく、人物も選考の基準になっておまして、基本的には学校長の推薦書に学業の数字、そしてまた行動の部分、特に通常の社会性の部分、プラスアルファしまして、ホームルーム活動だとか生徒会活動、クラブ活動それから校外の活動、これらの部分含めまして総合的に判断する形となっております。

○議長（菅原義幸君） 内田議員。

○4番（内田尊之君） まず財政的な所見を課長からお聞きしました。私はなぜこういう質問したかといいますと、この本当に条例改正を僕は非常に評価をします。ですから、やっぱり先ほどの一般質問じゃないですけど、少子化の中で当町にも学業を目指す子どもたちに、やっぱり平等にそういう機会を与えるためには、まちが全面的にバックアップするという基本は忘れてはいけ

ないと思います。そういう点で財政的に、確かに償還もありますから、1億はそれ相応の基金残だと思しますので、それは確保をしていただきたい。今後こういう形の中で、もし増えたとしても、それは当然まちの責任として基金を積み増してこの政策は続けていくべきだと思います。それともう一つ、規定は、僕は余りハードルを高くすることはないと思っております。今、聞いた中では、学業も3.0以上と、またそれに何よりも学校長の評価を附帯するということですので、そういう中で少しでも多くの子供たちに学業の場を与えられるような、施策であってほしいという思いであります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 答弁はよろしいですか。

○4番（内田尊之君） できれば町長に思いのたけを。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この奨学資金の一連の改正であります。この10年、合併して9年ということですが、経済情勢必ずしも改善をしていないと。個々の家庭の経済状況が改善をしていないということから、やはり進学を平等に与える。最近特にこの進学率、専門学校も含めまして随分高い水準になっております。そういったことで子育て支援の一環として制度の充実を図ったということでございます。町民の皆さん方には、ぜひこの制度を利用しまして子どもたちの希望に沿った進路、進学をしていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） この改正後改正前の話でこの書類を見ております。この中に農業又は漁業の経営者ということになってます。その中に従事する者となっております。この中で商工業者の子供たちも大学に行くこともあります。進学することもあります。その分についてはここには記されてございませんけれども、これはどういうふうになるわけでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 記載のとおり農業と漁業のみとなります。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） これは余りにも片手落ちの条例だと思います。これはちょっと私たち商工業者も大部分まちの中に経営しております。その部分において農業、漁業をしっかりと枠組みされたものに対しましては、全くこれは不満のいたすところでございますけれども、もう一度答弁願います。

○議長（菅原義幸君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） この分につきましては、3町の条例を整理してということで、旧北檜山ベースになっている記載の部分でございます。私も農業、漁業だけということでございますので、町の産業担い手は農林漁業、商工業となっておりますので、そういう部分では私も同様に考えておりますが、先ほども申し上げましたように、今の部分含めまして教育サイドとは別に産業担い手で充実を図ってます。また学校関係も農漁業につきましては、それぞれの貸付なり減免制度ございますので、教育委員会サイドとしては、この部分を削除して整理させたほうがいいにかという形で提案させていただきました。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○9番（大湯圓郷君） 今の答弁では納得いきません。商工業者も含まれていないということに聞こえるように、別枠になってるような答弁のようにお聞きしているんですけども、今課長、同じ町民に対するものに対してのこの奨学金の付与となりますのに、どうしてそういう差が出てくるのかっていう話で、あっちでやってるからいいんだ、こっちでやっているからいいってわけにはいかないんじゃないですかこの条例の場合は。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 現行の減免については、農漁業となっておりますが、この部分を削除しますので、今度の新しい条例の中では産業の部分はなくなる形になります。

よろしいでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 3回の過ぎたんですが、まだご質問なさいますか。

○9番（大湯圓郷君） （聴取不能）のことではないですからよろしいです。わかりました。

○議長（菅原義幸君） 議長で特別枠設けることできるのですが、よろしいですか。

○9番（大湯圓郷君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

本多議員。

○2番（本多 浩君） 大変私もこの改正は評価しているわけですが、先ほど提案理由を聞きました。大変、簡潔にさせていただいたと思いますが、やはり平成17年以来の大改正ということで、ここに至るまではいろんな考えとか思いがあるはずですよ。教育行政の根幹に係る一つの問題でもあるにも係らず、教育長のご意見がまだ一度も聞かれてないというのは、ちょっと寂しいと思いますので、今回改正にあたった教育長の総合見解をひとつお聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 成田教育長。

○教育長（成田円裕君） この度の条例改正の奨学金貸付条例につきましては、平成17年9月の合併時に条例制定をして今まで運用してきたものでございます。この間9年を経過いたしまして、実際に生活費を見ても日本経済ではデフレ状態にあるということで、物価は低く抑えられてはおりますけれども、実際に学費、授業料とか学費につきましては、年々上がってきているというのが実態でございます。平成26年7月15日に発表されました25年の国民生活基礎調査という概況がございまして、それによりますと子供のいる世帯の平均年収は、平成17年度の718万円から平成24年度には673万円と約45万円ほど所得が下がっている状況がございまして、それに反して授業料は上がるような状況がございました。こうしたことから進学する子どもたちの家計の負担は非常に重いものがあるということ、私自身もその時期には子育てで仕

送りをしておりましたので、重々認識をしているところでございます。このように家計負担が年々重くなっている現状から、やはりこういう家計負担の軽減を図っていかなければならないだろう。また意欲ある子供たちの学業に対する進学意欲を損なうことなく、適切に公平な教育ができるよう進学を支えていかなければならないだろうというような観点から、この度大改正でございませけれども、金額も1.5倍まで引き上げまして、日本育英会があります。日本学生支援機構ですか今で言う。そちらの額に限りなく近づけた非常に利用しやすい制度に改正をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいまから3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

先ほど答弁留保がございましたので、答弁をいたさせます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 先ほどの小平議員のご質問でありました透析患者の内訳でございますけれどもトータルで33名でございます。区の内訳といたしましては北檜山区が11名、瀬棚区が6名、大成区が16名となっております。

（「もう一回何名」と言う者あり）

○保健福祉課長（丹羽 優君） 33名がトータルです。北檜山区が11名、瀬棚区6名、大成区が16名でございます。

続いて石原議員からご質問ありました介護報酬の関係でございますけれども、北檜山恵福会はこの処遇改善の交付金は受けておりません。あとほかのところですが、同じくこのデイサービスセンターを委託してます瀬棚区のケアステーションせたなは今回補正に上げていますとおりでございます。あとグループホームにつきましてもそれぞれの事業者で受けてございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは先ほどの大湯議員。花卉ビニールハウス導入事業の補助の関係のリース契約の内容について答弁いたします。まずこのリース契約につきましては、先ほど申しましたように、花卉振興協議会と生産者とのリース契約になりますので、まちの予算等は通りません。それで期間は、ことしの平成 26 年から 5 年ないしまたは 8 年になると聞いております。支払日は年 1 回、毎年 11 月 20 日の支払いであります。料金につきましてはまだ決まっておりますが、それは今回の補正予算議決後に事業主体が入札を行いまして、事業費が確定して決まることとなります。料金につきましてはハウスの大きさ 4 種類ありますので、その規模によって異なります。それと事業主体の自己負担分のローンの返済期間もそれが何年になるかによってリースの料金も変わると聞いております。大体ですがローンの期間によっては、だいたい坪あたり 6,000 円から期間が短くなると 1 万円程度の料金になると聞いております。

○9 番（大湯圓郷君） 1 年間、坪あたりですか。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） そうです。

以上です。

◎日程第 17 議案第 12 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 17、議案第 12 号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案はせたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。せたな町立国保病院瀬棚診療所の一般病床は平成 18 年度から休止しており今後の再開の見通しがなく廃止とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 15 ページをお開き願います。新旧対照表で説明いたします。改正前ですけれども第 3 条第 2 項第 3 号中せたな町立国保病院瀬棚診療所、アンダーラインの部分ですけれども、（一般病床 16 床）このアンダーライン部分を改正後は削るものでございます。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野議員。

○3 番（大野一男君） 今ベッド数を 16 床減らすという条例が出ましたけども、せたな町で抱えているベッド数の全体数、せたな国保、それから診療所にまだベッド数が残余で残ったのちよっとなかったんですけど、この 16 減らすとあと残はベッド数どの位になりますか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 現在、町立国保病院は 97 床ということで、97 床の内訳ですけれども、一般病床で 58 床、それから療養病床で 31 床もって併せて 97 床あります。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3 番（大野一男君） 条例の施行と直接関係ないかもしれませんが、療養病床 39 というのは、そのまま動かないんだろうと思うんですけども、今回のこの 16 減るというのは一般の 58 プラス 16 の 16 が減るということになりますよね。そうしますとベッドの利用率だとかそういうことが一時とられたときがありましたけど、その関係はどうなりますか、この 16 減らすと。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 先ほど言ったようにうちの病院では 58 床あるんですけども、一般病床の利用率につきましては、今 50%。この後の決算でも出ますが昨年度の実績では 51.5%という実績でした。ですから単純に 58 床ですから、約 30 床くらいの利用ということで一般病床では 20 床ぐらいが今余っている状況であります。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3 番（大野一男君） ちょっと聞き方悪いんですけども、要はせたな町国保病院、3 病院の中で、全体として、せたなに 58、それから瀬棚診療所 16 あったという現状があったわけですよ。今回のこの条例改正で 16 は無くしますということになると実質 58 床というのが、せたな国保のベッド数になります。そういうことになりませんか。そうすると結局ベッドの利用率は、16 減った分、ベッドの利用率が上がるという解釈になると思うんですけども、そういう捉え方は今までしてこなかったということになりますか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） これは 18 年から休止という現状がありまして、今回その休止を今回、削除するということなんですけども、この瀬棚はもう既に 18 年からですからもう 7 年前ぐらいから休止状態ということで、ずっと一般病床稼働してきて、うちの病院の病床を使っているということですから、それで支障があるとかないとかということには今の段階ではなっていないという状況です。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7 番（小平 久君） 2 点お聞きしたいと思いますけれども、診療所の病床数 16 がなくなったということで、これ診療所に対する国からの補助金といいますか、これ交付税に算入されるものだと思うんですけども、710 万円だったと思うんですけどもその金額そのものは変わるのか変わらないのかということが 1 点と、それから瀬棚診療所、病室が使われなくなるという状況が発生するわけですけれども、これは前にもデイケアの部分が使わなくなってそのままになっている。病室も今後使わない状況になるということの中で、この後の診療所の中の構造といいますか、そういったものの転用といいますか、町民、患者のために何かに利用するという方法等考えがあるかどうか、この 2 点お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 高木瀬棚診療所事務長。

○瀬棚診療所事務長（高木雅彦君） ただいまの質問の 1 点目の交付税の関係ですけれども、有床

から無床に現在するわけですが、一事業として抱えているものですから、それは変わりありません。そのまま継続でございます。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 今、瀬棚事務長が言いましたように 710 万円につきましては、現在、瀬棚医科診療所それから歯科診療所がありますので、それぞれ 710 万円は継続で交付税として算入されております。ただベッドの 16 床につきましては、1 床あたり 70 万前後の交付税出ておりましたけども、これは 5 年間措置として出ておりました平成 22 年度が最後に出て、すみません平成 18 年から 24 年度まで 1 床あたり幾らという 70 万前後の交付税が出てたんですけども、それがなくなっております現在。ですから 710 万だけは出てるということです。それからデイケアそれから病室棟を廃止ということですけども、瀬棚診療所を今後、今現在は歯科と医科を利用しておまして、2 階は利用してないということですけども、今後そこをどう利用するかという点につきましては、現在、検討はしていない状況であります。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7 番（小平 久君） 検討していないということは、そのままにしておくということなのかと思うんですけども、でも先ほどの質問でも、直接これとは関係ないですけども、やはり止める、無くするというので、その中に病室そのものが残る 16 床分の病室が残る。デイケアの部分の施設、例えば温泉施設なんかもそうだったんですけども、全くなくなってしまって、ただ空洞のままといいますか、そういう状況で残すということが町民感情とすれば、やはり何かに、外来患者で通院する人たちのためのそういったものにするとか。何か考えるべきだと思うんですけどもそこら辺町長どうですか。考え方として。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 無床化、休止そして診療所の病床を無くするという今回の提案ですが、これについてはご理解いただけるものと思います。その後の病床の利用ということになるんだろうと思いますが、今まで休止の状況でしたので改めて利用ということにはなりませんでしたが、今回廃止ということでもありますから、その後の利用についてこれから考えなければならぬと思っております。この実際医療の診療所の利用としては、なかなか難しいような状況でありますから、これを福祉、介護の部分での利用ができないかどうかということについて検討しなければならぬと考えております。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7 番（小平 久君） この施設には、そのほかにも訪問看護ステーションもあったんです。やはりこういったもので病床の足りない部分をカバーしていく、そういった政策を打ってやってきた。それを国保病院に移したけれども、それも利用者がいないということで、現在どういう状況になっているのかわかりませんが、ただただ無くするということではなくて、例えば訪問看護ステーションなんかも、ますますこれから必要になってくるのではないかと。そういったことを考えながら今後の対応を考えていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まち全体としては組織のスリム化、施設の統廃合ということを経営状況を

では進めていかなければならないということもございます。したがいまして、これを新たに町費を入れてサービスを展開するとことはなかなか難しいわけですが、しかし他の施設、耐用年数が来ている施設の代替といえますか、そういったことで考えられないかと思っております、そうした検討も指示をしている状況でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第13号 水産物保管冷蔵施設の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は水産物保管冷蔵施設の無償貸付についてであります。水産物保管冷蔵施設について本年10月31日をもって新築工事等の工期が満了になることから、当該施設をひやま漁業協同組合に無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福土裕継君） それでは議案その2の18ページでございます。まず1点目の無償貸付けする水産物保管冷蔵施設でございます。所在は瀬棚区本町1004番地で、瀬棚港内製氷庫の隣でございます。構造、床面積、収容能力、冷蔵機械設備につきましては記載のとおりであります。

次に2点目の無償貸付けする備品につきましては、バッテリー式フォークリフト1台でございます。主な仕様につきましては記載のとおりでございます。施設内で使用をするものでございます。

次に3点目の無償貸付けする期間は、事業計画を承認した日から平成36年3月31日までの約10年間でございます。これは財務規則に規定する普通財産の貸付期間の最長10年を適用するも

のであり、最終年につきましては前年度の区切りで整理をさせていただきます。

4点目の無償貸付の相手方は乙部町字元町 520 番地、ひやま漁業協同組合代表理事組合長、市山亮悦であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 19 議案第 14 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 19、議案第 14 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の協議についてであります。根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更することについて、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは 21 ページをお開き願います。条例の新旧対照表でご説明申し上げます。別表の根室の項中、中標津町ほか 2 町葬斎組合の後に根室北部廃棄物処理広域連合を加えるものでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 同意第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) 23ページでございます。同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命について、せたな町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は久遠郡せたな町大成区平浜407番地。氏名、門間智明。生年月日は昭和26年11月12日生まれ、62歳でございます。

次の24ページに経歴等記載してございますのでご参照願います。よろしく申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第81条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、本多浩議員、澤田光子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本件に対し、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否
といたします。

ただいまから投票を行います。1 番席議員から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右
側から自席に着席してください。

それでは1 番席、奥村喜美男議員から投票願います。

（投票）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。
開票を行います。

（開票）

○議長（菅原義幸君） ただいまより投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成 11 票。

以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第 1 号 せたな町教育委員会委員の任命につ
いては同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第 2 1 同意第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 21、同意第 2 号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任を
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 25 ページでございます。同意第 2 号 せたな町固定資産評価審査委員会
委員の選任についてでございます。

せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の
規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は久遠郡せたな町北檜山区若松 702 番地。氏名、馬場喜市。生年月日は昭和 23 年 10 月
25 日生まれ、65 歳でございます。

次の 26 ページに経歴等記載してございますのでご参照願います。よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
これから同意第2号について採決いたします。
お諮りいたします。
本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

◎日程第22 同意第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第22、同意第3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(高橋貞光君) 27ページでございます。同意第3号、同じくせたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について、住所は久遠郡せたな町瀬棚区西大里675番地1。氏名、梅本弘。生年月日、昭和29年1月18日生まれ、60歳でございます。

次の28ページに経歴等記載してございます。よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
これから同意第3号について採決いたします。
お諮りいたします。

本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

◎日程第23 同意第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第23、同意第4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 次の 29 ページでございます。同意第 4 号、同じくせたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

住所は久遠郡せたな町大成区宮野 322 番地 3。氏名、福島司。生年月日、昭和 22 年 4 月 20 日生まれ、67 歳でございます。

30 ページに経歴等を記載してございますのでご参照願います。よろしく願います。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから同意第 4 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって、同意第 4 号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。

◎日程第 2 4 報告第 1 号及び日程第 2 5 報告第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 24、報告第 1 号、平成 25 年度健全化判断比率の報告について、及び日程第 25、報告第 2 号、平成 25 年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本 2 件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 3 の 1 ページからでございます。ただいま一括上程になりました、報告第 1 号、平成 25 年度健全化判断比率の報告について、報告第 2 号、平成 25 年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第 1 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による実質赤字比率など四つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第 2 号は、同法第 22 条第 1 項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容につきましては財政課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 議案その 3 の 2 ページをお開き願います。平成 25 年度の健全化判

断比率でございますが、国において全国の数値が確定するのが例年 12 月頃となりますので、それまでは速報値として取り扱われるものでございます。健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定され、財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものでございます。表をご覧ください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生しておりませんので比率はなしとなっております。実質公債比率につきましては、一般会計、特別会計それに広域行政組合、衛生センターを含めて過去に借入したお金がどの程度返済に回っているかを表したものでございます。25 年度は 11.2%と前年度に比べ 0.9%ほどを改善しております。将来負担比率につきましては、現時点で想定される将来に支払わなければならない負債が一番左側にあります標準財政規模と比べてどの程度あるかを指標化したもので、25 年度は 27.1%と前年度に比べ 22.1%ほど改善しております。ただいまご説明させていただきますように、当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしておりますとともに、3 ページの平成 25 年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書では、総合意見として健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類には、適正である旨監査委員から審査意見をいただいておりますことをご報告申し上げます。

次に 6 ページをお開き願います。平成 25 年度公営企業資金不足比率についてご説明いたします。この指標は健全化判断比率と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるもので、個々の特別会計の健全度がどの程度の水準にあるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業会計に係る法適用の病院事業、非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの 4 事業に係る余剰金でございますが、病院事業会計では 3 億 8,504 万 4,000 円の剰余額となっております。こちらの額につきましては、国に報告する決算統計の数値をもとに計算されたもので、流動資産と流動負債の差となっておりますので、実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で 719 万円、公共下水道事業特別会計で 217 万 8,000 円、漁業集落排水事業特別会計で 17 万 6,000 円、風力発電事業特別会計で 5 万 6,000 円の剰余金となりました。

次に資金不足比率でございますが、前年度と同様にいずれの会計においても資金不足が発生しておりませんので、資金不足比率はなしとなっております。7 ページから 11 ページの経営健全化審査意見書でございますが、いずれの会計におきましても、総合意見として資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類については、適正である旨監査委員から審査意見をいただいておりますことを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第 1 号及び報告第 2 号の 2 件は、報告済みといたします。

◎日程第 2 6 認定第 1 号ないし日程第 3 6、認定第 1 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 26、認定第 1 号、平成 25 年度せたな町一般会計歳入歳出決算か

ら日程第 36、認定第 11 号、せたな町病院事業会計決算までの 11 件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 13 ページからでございます。ただいま一括上程になりました、認定第 1 号から認定第 11 号までの平成 25 年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料にあります決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の 12 ページ、各会計別歳入歳出決算額総括書において、一般会計ほか九つの特別会計と病院事業会計について予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況をご説明申し上げます。

この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、ご理解の上ご審議を賜り認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております 11 件の決算認定については、委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 11 号まで 11 件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

この際お諮りいたします。せたな町社会福祉協議会及び社会福祉事業の信頼回復のために委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長を除く 11 名をもって構成する社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで継続設置し閉会中も継続調査することにいたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く 11 名をもって構成する社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会を継続設置し、これに付託の上、調査終了まで継続調査することに決しました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会及び社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時50分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に細川伸男議員、副委員長に内田尊之議員が互選された旨の報告がありました。

次に、社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会においても休憩中に正副委員長の互選が行われ、委員長に熊野主税議員、副委員長に澤田光子議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。

決算審査特別委員会が終了するまで休会とし、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした

散会 午後 4時51分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 26 年 10 月 22 日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 熊 野 主 税

署 名 議 員 石 原 広 務

平成26年第3回せたな町議会定例会 第2号

平成26年9月19日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 諸般の報告
- 2 認定第 1号 平成25年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 2号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 3号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 4号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 6号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 7号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 8号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第 9号 平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第10号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 12 認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算について
- 13 意見案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
- 14 意見案第2号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
- 15 意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 14 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

（第2号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 議案第15号 物品購入契約の締結について（行政情報ネットワーク用パソコン）

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君 |
| 3番 大野一男君 | 4番 内田尊之君 |
| 5番 熊野主税君 | 6番 石原広務君 |
| 7番 小平久君 | 8番 澤田光子君 |
| 9番 大湯圓郷君 | 10番 細川伸男君 |
| 11番 平澤等君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		栴	田	道	廣	君
農業委員会会長		三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	高	野	利	廣	君
総	務	課	長	西	村	晋	悟
財	政	課	長	高	田		威
税	務	課	長	堂	端	重	雄
町	民	児	童	中	野	真	一
保	健	福	祉	丹	羽		優
産	業	振	興	鎌	田	勝	幸
建	設	水	道	原			進
出	納	室	長	原	田	一	美
国	保	病	院	小	林	安	晴
総	務	課	ま	黒	澤	智	彦
総	務	課	長	高	橋		純
財	政	課	長	神	田		昌
税	務	課	長	横	川		忍
町	民	児	童	佐	々	木	真
町	民	児	童	坂	谷	洋	二
保	健	福	祉	西	田	良	子
保	健	福	祉	元	島	敬	二
産	業	振	興	佐	藤	英	美
産	業	振	興	八	木	忠	義
産	業	振	興	渋	田	彰	人
建	設	水	道	松	本	健	裕
建	設	水	道	尊	保	和	仁
建	設	水	道	早	川	泰	二
出	納	室	長	関		功	悦
国	保	病	院	小	板	橋	司
総	務	課	主	阪	井	世	紀
税	務	課	主	佐	々	木	正
							人
							君

町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大	君
産業建設課主幹	浜	高	正	明	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
建設水道課主幹	平	田	大	輔	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千	佳子	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦三郎		君
産業建設課長	佐	野	英也		君
地域町民課長補佐	木	村	一夫		君
地域町民課長補佐	萩	原	勝幸		君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝純		君
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸治		君
地域町民課主幹	中	川		讓	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武志		君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正義		君
産業建設課長	福	士	裕継		君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修二		君
地域町民課長補佐	濱	口	喜秋		君
産業建設課長補佐	松	岡	義明		君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅彦		君
地域町民課主幹	古	畑	英規		君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英治		君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成	田	円裕		君
教育委員会事務局長	篠	塚	三喜郎		君
大成教育事務所長	辻		雄一		君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小百合		君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝史		君

給食センター副所長 早 川 克 紀 君
教育委員会事務局主幹 増 田 和 彦 君
教育委員会事務局主幹 上 野 朋 広 君
教育委員会事務局主幹 黒 澤 美 知 子 君
社会教育係長 奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 吉 崎 照 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 西 村 晋 悟 君
書記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 佐々木 正 則 君
事務局 次 長 横 川 洋 二 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 佐々木 正 則 君
事務局 次 長 横 川 洋 二 君
事務局 書記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんには決算審査特別委員会閉会後で大変お疲れのところご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定例会を再開いたします

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 諸般の報告をいたします。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 1 3 認定第 1 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、認定第 1 号、平成 25 年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第 12、認定第 11 号、平成 25 年度せたな町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

本件について決算審査特別委員長の報告を求めます。

○10 番（細川伸男君） それでは決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

ただいま議題になっております決算審査特別委員会に付託されました平成 25 年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第 1 号から認定第 11 号までの審査結果をご報告いたします。本特別委員会は 9 月 17 日設置され委員長に私、細川伸男、副委員長に内田尊之委員を選任しました。昨日 9 月 18 日に再開し、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け質疑を行い慎重且つ精力的に審査したものであります。その結果、当特別委員会は認定第 1 号から 11 号まですべて認定すべきものと決定いたしました。

なお、ここで附帯意見を申し上げます。社会福祉協議会運営事業補助金に関連し、交付先である社会福祉法人せたな町社会福祉協議会において、職員の公金着服事件が起き町民の信頼を著しく損なう事態となっております。このため、この原因究明とせたな町社会福祉協議会及び社会福祉事業に対する町民の信頼回復のために、当議会は 9 月 17 日社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会を設置し調査を行うこととしました。また、まち側においても補助金交付者としてはもちろんの事、一日も早い同法人に対する町民の信頼回復を図ることを始めとして、法令や社会福祉法人会計基準などに従い、健全なる社会福祉法人としての運営を行うためにも行政指導、監督を強く求めるものであります。

以上、申し上げ附帯意見といたします。

なお、今後においてもより一層の健全な財政運営をされるよう望むものであります。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので認定第 1 号から認定第 11 号までの各会計決算認定については、質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな

町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） ただいま委員長から決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く 10 名構成であり、特別委員会で審査は十分尽くされているので質疑を省略し討論、採決に入られるようとの進言がありました。

また、附帯意見が附されております。町側には速やかな対処を求めるものであります。

お諮りいたします。

委員長進言どおり取り進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

認定第 1 号、平成 25 年度せたな町一般会計歳入歳出決算について反対討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

大野議員。

○3 番（大野一男君） 私は平成 25 年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を致します。

平成 25 年度の一般会計の決算額は歳入 93 億 7,297 万 9,000 円。歳出 91 億 3,184 万円であり、差引き 2 億 4,113 万 9,000 円であります。このうち繰越明許費の財源として 4,980 万 9,000 円。翌年度への財源繰越財源として 6,000 万円。財政調整基金への積立金として 1 億 3,133 万円となっております。このような健全な姿で引き続き平成 25 年度の決算ができたことは、誠に嬉しい限りであります。加えて平成 25 年度決算における各種の健全化判断比率におきましても、適正である旨報告を受けたところであります。また、平成 25 年度の町民に福祉のための各般にわたる施策の成果についても報告を受けたところでありますが、この平成 25 年度の決算成果において特筆して申し上げたいことは、少子高齢化が進む現状を踏まえて、子育て支援策の一環として乳幼児等医療費助成において制度拡大を含む町民の要望にこたえ、本年 1 月より入院を高校 3 年生まで通院を中学 3 年生までとされました。また、従前は、お年寄りの世帯、障害者世帯への冬期間における灯油の価格高騰に対応していた福祉灯油の助成措置を通年とした新たな福祉灯油助成制度を設け経済負担にも配慮をされました。さらに一般会計での適正な財源負担によって長年の大成区の懸案であった大成診療所建替えのための予算が繰越明許費として計上され、今まさに本体工事が完成となるところであり、大成区民も大いに心待ちにしているところであります。しかしながら一部補助団体において大変、不適切な事案が発生しました。二度とこのようなことが起こることのないよう再発防止に万全を期するとともに、町民の信頼回復に努めていただきたいことを申し添えたいと思います。

合併町として来る交付税の一本算定を見据え、今後とも行財政改革に努力され、健全財政の位置を図られるとともに、町長が常日ごろ言葉にしておられます合併してよかったと感じてもらえる、さらなる町民に福祉の向上に努められることを期待し、賛成討論といたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) それでは、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第1号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成25年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第2号、平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第3号、平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第3号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号、平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第4号、平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号、平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第5号、平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号、平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第6号、平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号、平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第7号、平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号、平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第8号、平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号、平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第9号、平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号、平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第10号、平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第10号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第 10 号、平成 25 年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第 11 号、平成 25 年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

内田議員。

○4 番（内田尊之君） 私は平成 25 年度せたな町病院事業会計決算について、賛成の立場で討論いたします。

決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の説明を受けるとともに、私自身、熟読させていただきました。平成 25 年度の施策の成果は目をみはるものがあると感じております。外来患者は、前年比 4,000 人余の増、病院会計の収益的収支に至っては、料金収入が前年に対して大幅な増収があり、結果 9,262 万 2,000 円の黒字となっております。累積欠損金の縮減が大きく図られました。この要因として、昨年せたな町立国保病院では、当町出身の森院長を迎え、常勤内科医、嘱託医の連携した体制により、外来、入院診察の充実を図るとともに、町民の生命を守るため 24 時間体制の救急医療対応に当たっていただいております。町民の安心安全のためにご尽力なされた各担当医の姿勢が結果として、表れたのではないかと感じております。また、新たな試みとして、森院長の意により整形外科の夜間診療や患者バスで来られる町民の待ち時間を利用した医療講演は外来患者から大変喜ばれております。また、町民の身近な病院であるために初めて病院感謝祭を開催いたしました。このことで病院の仕事やあり方を町民に理解していただくとともに、町民と病院との距離を一層縮めることができ、本当にありがたいとの言葉を町民よりお聞きいたしました。各区において瀬棚診療所にあつては村中先生が、大成診療所にあつては小六先生が親身になり地域医療に当たっていただいていることにより、それぞれ患者数の定着増につながっているのではないかと感じております。さまざまな趣向を凝らし病院運営に貢献しようとする姿勢に深く敬服し、それぞれの先生方への日ごろのご苦勞に感謝申し上げ、賛成討論といたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第 11 号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のどおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 11 号 平成 25 年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第 13 意見案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 13 意見案第 1 号、手話言語法仮称の制定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○5番（熊野主税君） 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提案理由の説明をいたします。聴覚障害者にとって、手話は大切な情報を獲得、それとコミュニケーションの手段であるのにもかかわらず、我が国では、日本語の習得を妨げるとの誤解から多くの学校で手話を使うことが制限されてきましたが、平成18年12月には国連総会で平成23年7月には、我が国でも障害者基本法を改正し、手話が言語であると明確に位置づけました。しかし、この規定だけでは不十分であり、手話を獲得する、手話を学ぶなどの権利を保障するためには、専門法である手話言語法の制定が必要であると考えます。よって国においては、手話言語法（仮称）を制定するように強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することに、議員各位の賛同をお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第14 意見案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、意見案第2号 危険ドラッグ脱法ハーブの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

澤田光子議員。

○8番（澤田光子君） 意見案第2号、危険ドラッグ脱法ハーブの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

危険ドラッグ脱法ハーブの根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書、昨今合法ハーブ等を称して販売される薬物、いわゆる危険ドラッグ、脱法ハーブ、脱法ドラッグを吸引し呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことを原因と見られる重大な交通事故の事実がたびたび報道されるなど深刻な社会問題となっています。危険ドラッグは、合法と称していても規制薬物と似た

成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から包括指定と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻同様、単純所持が禁止されました。しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造、販売する側でたちごっことなっています。また、危険ドラッグの鑑定には、簡易検査方法がないため捜査に時間が掛かることも課題とされています。そこで政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策3点について強化することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見案第2号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第15 意見案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

細川伸男議員。

○10番(細川伸男君) 意見案第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書です。本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占めており、干ばつなどの森林整備による地球温暖化の防止に向けて大きな役割が期待されております。また、豊かな森林資源に恵まれた本道においては森林整備に伴い、産出される木材を有効に活用し、次の森林整備につなげていく森林資源の循環利用を確立することが急務となっております。このような中、道では平成21年度から国の補正予算により処置した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設、木造公共施設の整備

など、地域のさまざまな取り組みを支援し、道産材の供給率が全国の2倍以上の6割に達するなど、事業の成果が着実に表れております。しかしながら基金を活用したこの事業は、今年度限りとされており、地域の林業、林産業の振興に向けた取り組みを加速化させるためには、基金の継続、安定的な財源の確保が必要であることから、本意見書を国に提出するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。ここに議員各位の賛同をお願い申し上げます。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見案第3号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第16 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後3時49分

○議長(菅原義幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から議案第15号、物品購入契約の締結について追加提案がありました。

この案件を日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、町長から提出のあった議案第 15 号、物品購入契約の締結についてを日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程 1 の 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 追加その 1 の日程第 1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

◎追加日程 1 の 2 議案第 13 号

○議長（菅原義幸君） 追加その 1 の日程第 2、議案第 15 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は物品購入契約の締結についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により予定価格が 700 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めたものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容につきましてご説明申し上げます。今回、議決をお願いいたしますのは、現在、職員が使用している行政情報ネットワーク用パソコンうち、平成 14 年度から平成 17 年度に購入したパソコンが使用年数が 9 年から 10 年を経過していることや、OS のウインドウズ X P のサポートが本年 4 月に終了したことに伴いまして、今回パソコン 118 台を更新するものでございます。契約の金額 1,252 万 8,000 円。契約の相手方、札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部、北海道法人営業部長、酒井浩一。参考といたしまして、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成 26 年 12 月 31 日までとなっております。なお、別紙といたしまして入札参加資格者及び入札結果一覧表につきまして別紙のとおり添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。
本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会いたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で平成26年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年10月22日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 熊 野 主 税

署 名 議 員 石 原 広 務